

平成17年6月3日(金曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	武 田 浩 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 行 財 政 改 革 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 会 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長
事務局長	事 務 局 長
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成17年6月3日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再　　　　　開　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成17年6月3日(金)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	花咲かフェアINさがえと仮称寒河江ギボウシ通り開設について	花咲かフェアINさがえのPR方法について 市の緑ギボウシ通りを新設してはどうか	8番 石川忠義	市長
2	学校教育について	重大事故発生の再発防止対策について 不登校児童生徒の現状と対応について		教育委員長
3	教育問題について	完全学校週5日制実施に伴い心配されている学力低下について 小・中学校2学期制導入について	4番 楳津博士	教育委員長
4	介護保険制度の見直しについて	制度の見直しをどのようにとらえているか 新予防プランについて 利用料負担について 介護保険料について 介護機器の購入や取り付け等について	15番 佐藤暘子	市長
5	教育全般についての「検討委員会」設置について	検討委員会設置に対する市長の考え方について 検討委員会の内容について 検討委員の人選について 検討の期間について 会議の公開について		市長 教育委員長
6	日本一さくらんぼの里さがえ大綱引き大会で使用した機材について	綱の今後の活用について	14番 佐藤良一	市長
7	行政改革について	寒河江市職員の夏休み(夏季休暇、夏季研修)について		市長

平成17年6月第2回定例会

石川忠義議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

平成17年度の一般質問の中で1番を負ったということで、少々緊張していますけれども、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

私は、緑政会の一員として、この提言を寄せてくださった市民を代表し、以下質問いたしますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、通告番号1番、花咲かフェアINさがえと（仮称）寒河江ギボウシ通り開設についてお伺いいたします。

ことしも待望の花咲かフェアINさがえが開催されます。神輿の祭典と同じく、このフェスティバルを待ち望んでいるのは多くの市民の一致した思いでもあります。開催テーマである花・緑に囲まれた潤いのある暮らしを目指し、花と緑のコミュニケーションを演出テーマに、6月11日から6月30日までの20日間、最上川ふるさと総合公園を会場に開催されます。全国でも毎年行われているイベントの中で、20日間ものロングランで開催されるのはほかに例を見ないものであり、この花咲かフェアINさがえは本市観光産業に大きく貢献しているということは言うに及ばず、他市町村においても大きく寄与しております。

今、観光事業では、大型観光バスを連ねた観光は大変厳しいときですが、去年は666台、乗客数で2万6,000人が来場されたと発表がありましたが、観光事業から見れば大変な数字であります。さくらんぼ狩りと花咲かフェアINさがえの相乗効果にあわせた広域観光への努力の成果と敬意を表します。

この催しは、もう本市だけのものではなく、広く市内外より4,500人以上のボランティアの方々に支えられ、市・県民参加型シンボルイベントとして着実に定着してまいりました。我々緑政会も緑化フェア以来毎回微力ながら進んでボランティア活動に参加させていただいております。でありますから、お客様の気持ちも理解できるようになりました。ことしも多くのおもてなしの心でお迎えするわけですが、開催に当たり今までと違った思考があるのか、まずお伺いいたします。

また、PRの方法ですが、大変このPRというのは難しいということなんですけれども、エージェントにお願いすること、また、リピーターの入場を期待しているのですが、もっと全国的にPRする方法として、例えばNHKののど自慢を招聘するとか、ラジオ番組でも全国に発信したり、また、もちろん本市のホームページでの発信もしておりますが、今後この花咲かフェアINさがえを盛り上げるためにはどのようなPRをお考えなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、市の緑寒河江ギボウシにちなんで、通称ギボウシ通りを開設してはどうかについてお伺いいたします。

私は、寒河江ギボウシという名を目にしたのは議会議事録からでありました。平成10年6月議会で同僚議員の高橋勝文議員が寒河江ギボウシを取り上げ、市の葉、いわゆるリーフにしてはどうかと提言しておった議事録を見てからであります。その時点で寒河江ギボウシについていろいろ述べておりますので割愛させていただきますが、昭和10年ごろ、浦小路に住んでいた人が突然変異したギボウシを発見して、それをふやすことによって市内数軒の家庭に広まったと当時述べております。

結論は、寒河江ギボウシを市のシンボルにすることになれば、まず市民に愛されることが大前提になるのではないかと。もっと市民から認知してもらうことが大切なことであり、寒河江ギボウシがどのように本市のまちづくりにつながっていくのかということも含めて、総合的な見地から検討すべきと答弁しております。

さて、平成14年の全国都市緑化フェアに寒河江ギボウシを出品しましたが、たちまちその名が全国に広がり、多くの市民からも認知されました。御案内のとおりであります。そのとき御来場賜りました秋篠宮殿下の目にとまり、寒河江ギボウシを献上なされました。そして、市制施行50周年を記念して、平成16年10月、

市の緑に寒河江ギボウシを制定いたしました。ことしも会場では花・緑の中でも寒河江ギボウシは大役を果たすことと思います。

私は、市民の皆様にごここまで認知された寒河江ギボウシをもっともっと観賞してもらうためにも、（仮称）ギボウシ通りを命名し、広く市内外の方に季節を通した寒河江ギボウシの美しさを楽しんでいただき、活性化の一助にどうかとの声が市民の間からも大きくなっております。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、学校教育について、教育委員長にお伺いいたします。

先月、5月16日午後4時20分ごろ、寒河江小学校において、5年生の女子児童が約3.4メートル下の階段に転落。児童は、頭蓋骨を折るなどし、意識不明の重体となる、あってはならない重大事故が発生いたしました。

私は、この事故を知ったとき、平成10年4月15日に発生した同校の3階教室からの転落事故で死亡した事故が脳裏をかすめました。ぜひ助かってほしいと思ったのは全市民の気持ちだと思います。なぜまた事故が起きたのでしょうか。

さて、国においても、社会全体による子育て支援対策に取り組み、出生率の低下と経済政策に深刻な影響を与えることが懸念され、より一層の対策のために次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立し、ことし4月から施行されました。同法に基づき、県や市町村、企業が策定を進めてきた行動計画が来月中には出そろって見通してありますが、それに伴い本市でも本年3月に寒河江市次世代育成支援行動計画が発表されました。

拝見しますと、第1章から第6章で構成されております。行動計画の主たるねらいは、一言で言えば、子育てしながら仕事を続けられる環境整備ということであります。その意味から、行動計画の策定は、特定事業主として国の機関や都道府県、市町村及び一般事業主として従業員301人以上の企業にも義務づけております。さらに、300人以下の企業にも努力義務を課しております。

社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼす少子化の要因はさまざま考えられますが、最も大きな要因となっているのは、子育てと労働環境への不安であります。その意味で、安心して働き、子育てできる環境の整備は、少子化対策の重要な柱の一つとなり得るのであります。

本市においては、独自の子育て支援として、保育所の延長保育、学童保育の実施、医療費の免除及び補助等、厳しい財政の中でも優先して遂行しているのが事実であります。

また、2005年版寒河江市の教育を見ますと、学校教育目標で目指す子供像の中の一つに「自他のいのちを大切にす、思いやりのある子ども」、教育基本方針の中で「命の尊さや生き方を学ぶいのちの教育を推進していく」と述べております。

以上のように、国も少子化対策に歯どめをかけようといろいろの施策を講じ、自治体も一生懸命頑張っております。しかるに、なぜ2度同じ学校で、あってはならない事故が発生したのか。平成10年4月15日の事故発生教訓をどのように検証し、徹底した再発防止を講じてきたのか、教育委員長にお伺いいたします。

去る5月20日、全員協議会の中で教育長からる説明を受けましたが、その後の児童の経過はどうか。子供たちへの影響、5月20日に行われた保護者会の説明の中でどのような意見が出たのか、ありましたらお伺いいたします。

次に、不登校児童生徒についてお伺いいたします。

激変する時代、子供たちの価値観の多様化、精神的・肉体的な関係で学校生活についていけない子供たちが出ております。この問題も少子化の中で、見過ごすことのできない問題であります。

本市におきましても、子供と親の相談員活用委託研究事業、スクーリングサポートネットワーク整備事業が展開されております。どのような活動をしているのか、まずお伺いいたします。

学校は、社会に出る準備として、子供の生活に規則やリズム、行動の枠組みをつくり出すものであります

から、不登校が長期化すれば、子供のその後の社会的適応が極めて困難になると言われております。

私は、本市在住の方で、男の子3兄弟が中学校より不登校生徒となり、現在3人とも家の中で、仕事にもつげず、大変困り果てている家庭を存じあげております。自宅から外に余り出たくないので、他人の目には大変恐怖感があるらしく、なかなか人前に出ようとしません。もちろん就職は今の状況では無理のようです。全部が全部立ち直れないわけではありませんが、大変残念で悲しいことでもあります。これらのことは少子化の中で絶対あってはならないことでもあります。

県の教育委員会の調査によりますと、平成15年度で小学校児童 176人、中学校生徒 813人の不登校児童生徒の数であると言われております。なぜ不登校になるのか。本市では今小中学校でどのぐらいの不登校の方がいるのか。また、その対策をどのようにしているのか、御所見をお伺いいたします。また、中学校卒業後の指導はどのようにしているのか、あわせてお伺いし、第1問といたします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、花咲かフェアINさがえについてでございます。

ことしで3回目を迎える花咲かフェアINさがえは、3年前に開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェア、通称やまがた花咲かフェア02の成功で培った大いなる自信と緑化意識の高揚を受け、過去2回の開催において、一昨年の開催で約15万2,000人、昨年は約22万3,000人もの御来場を得ることができ、今では、本市のみならず山形県を代表するイベントとして県内外に知られるところとなりました。

フェアは、市内外から多くの幼稚園、それから小中高校、各種文化・花緑団体、さがえ花咲か緑育て隊、そして個人、団体ボランティアの方々より、会場づくりからイベントの実施、会場運営、花・緑の管理に至るまでボランティアとして御協力をいただき、また、まさに手づくりによる市民参加型のフェアとして支持を得ております。

フェアの開催目的である緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花・緑産業、観光産業と連携し、寒河江市の魅力を県内外に向け発信することができました。さらなる都市緑化の推進と花と緑、せせらぎで彩るまちづくりの推進を図るとともに、寒河江市のシンボルイベントとして継続してきたことが、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことができつつあると考えております。

さて、御質問にありましたことしの花咲かフェアINさがえについての今までと違った思考ということでございますが、フェアのテーマである「花と緑に囲まれた、潤いある暮らし」については、永遠のテーマとし、花と緑が私たちの生活に果たす役割を理解しながら、その大切さ、すばらしさを実感し、身近なところから花・緑をふやしていくことが肝要であると考えております。

そのために大切なことは、一つは、これまで進めてきた市民参加型のイベントとして、さらにその特色を色濃くし、市民からの絶対的支持を得ながら、さまざまなイベントを推進していくことが必要であります。

二つには、ことしのフェアの特色としましては、花と緑とのコミュニケーションを演出テーマに、花や緑との語り、いやし、あすへの活力といったものをキーワードにした屋内テーマ展示や、車いすに乗ったままや座りながらでも花や緑、土と触れ合える花壇の提案などなどを制作準備中でございます。

それからまた、3番目には、観光産業との結びつきについても、一昨年が305台の団体入場バスだったが、御指摘のように昨年は666台と大きく増加いたしました。特にことしはスマートインターチェンジが利用できます。まさに高速道路を通して全国各地と直結することになります。最近では、仙台からの日帰りバスツアーで花咲かフェアINさがえがツアー商品の名称に入っているものや、関東エリアからツアーの予約が好調であることなど、フェアが定着してきていると考えております。

これらのことは、さくらんぼと花咲かフェアが県内外から認められてきていることのあらわれであり、さらに拡大を図っていくことが大切と考えております。

以上、ことしのフェアにおける取り組みの要点として掲げております。

次に、今後どのようなPRの方法を考えているかという御質問でございますが、フェアの広報宣伝につきましては、イメージソング、それからイメージキャラクター及びロゴなどのすべてにおいて、3年前のやまがた花咲かフェア02のそれらを継承いたしております。したがって、全国に向けPRした成果をそのまま引き継ぐ形で花咲かフェアがスタートし、フェアの客層、来場者の地域分析、既存の誘客ノウハウなどを効率よく活用し、ターゲットを絞っての広報宣伝を行ったことにより、さきに申しあげたとおり、観光バスによる来場を中心としたフェア来場者が順調に伸びているものと考えております。

議員御指摘のNHKのど自慢などの招聘により全国に向けたPRをとということでございますが、のど自慢

に限らず、民放における全国ネットを活用することは大きなPR効果があるものと考えております。これまでも、県内における民放テレビ4社やラジオでのニュースや番組などでフェアに関する放送をしていただいていることを初め、NHK山形においては、一昨年前の花咲かフェアINさがえのときから毎年特集で取り上げていただいております。ちなみにことしの放送が、準備作業にスポットを当てて、10分程度の時間で、きょう、きょうです。きょう放映の予定でございます。

そのほかにも経費のかからないPR媒体として、山形新聞における記事掲載を初め、河北新報の河北ウィークリーへの記事掲載、それから山形、庄内、仙台、福島などのタウン情報誌での掲載など、積極的に媒体活用を行っております。

御承知のように、先日までは、テレビ東京の有名女優によりますサスペンスドラマの収録が寒河江を舞台に行われました。フェア会場からの夕日や寒河江十景についても映像におさめていただいております。放映の暁には、さくらんぼとともに、自然と調和した美しい寒河江が全国に向けPRされるものと考えております。

このように、少ない経費で全国ネットの媒体を誘致することは大変うまい味のある事業であると考えております。したがって、これらの誘致に際しましては、これまでも大きなイベントがあるごとに招聘を働きかけてきましたし、これからもその考えに変わりはありませんので、議員を初め、市民からの情報や力添えを賜りながら誘致活動を展開していきたいと考えておりますので、それらの誘致に向けた情報について、強力な御指導、御協力をお願いしたいと思っております。

次に、市の緑寒河江ギボウシについての御質問にお答え申し上げます。

御案内のように、寒河江市制50周年を記念して昨年10月に市の緑に制定された寒河江ギボウシは、本市の市名と同じ名前を持つ唯一の植物であります。観賞用植物としてホスタ・オブ・ザ・イヤーを何回も受賞するなど世界的に高い評価を得ており、昨年開催されたしずおか国際園芸博覧会では、ギボウシの王者ホスタさがえとして紹介されておりました。

市の緑寒河江ギボウシも、数年前までは名前を知っている市民はほんの一部の人たちだけで、名前を知らない人がほとんどというのが実情でございました。市のシンボルとして制定するには、市民に広く親しまれ、認知されることが大前提であることから、公の場における周知を図ることが必要でございました。

平成14年に開催されましたやまがた花咲かフェア02において、大きな葉に鮮やかな黄覆輪のギボウシとして、市民はもとより県内外の多くの方々から認知されたことは御案内のとおりかと思っております。また、花咲かフェアINさがえの会場においても、平成16年から寒河江ギボウシの径を設置し、県内外からお越しの来場者の目を楽しませ、心を和ませております。ことしのフェアにおいては、寒河江ギボウシの径に加え、寒河江ギボウシ花壇を設置し、その魅力をさらに拡大しながら展示する予定でございます。

御質問のギボウシ通りについてでございますが、寒河江市の緑として制定された寒河江ギボウシをもっと多くの方々に植栽していただくために、現在中央通り公園に植えつけし、養生を行い、親株をふやしているところでございます。ことしの秋から各地区の公民館や幼稚園、保育所、小中学校など公共施設に植栽するとともに、市民の方々とのグラウンドワークにより、地域ごとに親株の養生を行い、株分けをして市内にふやしていく計画を立てております。その中には、中心市街地の街路、寒河江駅や文化センターなどの公共施設、各地区の公園などの市民の憩い場が含まれていることは言うまでもありません。

ただいま提案いただきましたギボウシ通りの命名についてでございますが、市の緑としてシンボリックな位置づけと市内外へアピールするといった観点から、市街地で中心的な場所を選定する必要があるかなと思っております。

こうしたことから、さきに述べた市内での普及計画の養生地の中央通り公園と関連づけし、新たに整備される都市計画道路下釜山岸線がギボウシ通りとして最適と考えられるのではないかと思います。今後、道路

の整備にあわせ、植樹帯の設置などを検討しながら植栽整備し、寒河江ギボウシ通りとして市内外にアピールしていきたく考えております。

いずれにいたしましても、市民の協力を得ながら、寒河江ギボウシの輪を広げ、大切に育てられ、愛される寒河江市の緑として定着し、ギボウシ公園やギボウシの径、ギボウシ通りが本市の名物として定着させていくことが肝要であると考えているところであります。私の方からは以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 学校教育についての御質問にお答えいたします。

学校は、安全で安心して教育活動が行われる場所でなければならないという考えで、施設の安全対策、児童生徒への安全指導の徹底に努めてきたところでございます。

寒河江小学校においても、7年前の事故以来、毎月1回、学校安全の日を設定し、街頭指導、施設の安全点検、校内での児童の活動、遊びなどの様子を直接見て巡回指導を実施し、安全指導を徹底してきたほか、新学期初めの5日間を重点安全指導期間と定めて、二度と事故が発生しないように学校を挙げて取り組んでまいりました。しかし、このような事故が起きたことは、まことに残念でなりません。直ちにこのたびの事故発生の要因等を徹底的に分析、検証し、これまで以上の安全指導の徹底と再発防止に実効ある対応を検討していかなければならないと考えております。

今回の事故の概要は、5月16日午後4時20分ごろ、校舎北側階段の3階から階段の手すりを滑りおりようとした5年生の女子児童が、誤って手すりを越えて転落したものであります。事故発生時は、マーチングバンド部員がパート練習を3階の音楽室や図工室など3カ所で実施しており、通常は4名の指導者がついて指導しているのですが、学校の会議や陸上大会の準備などから、1名の指導者が全体を指導しておりました。そのような中、5年生の女子児童2名が今後の練習日程を会議中の指導者に聞きに行こうとして発生した事故でございます。

児童の症状は、頭蓋骨骨折、脳挫傷などの大変心配される状態でありましたけれども、適切な救急対応、医療措置等によりまして、現在は自力で立つこと、歩くことも許可されており、普通食を食べられるまで回復しております。

次に、他の児童たちへの影響についてであります。事故現場にいた児童については、担任が直ちに家庭を訪問するなどして、すぐに指導者に連絡したという対応を褒めたり、また、本人からよく話を聞いたりして心のケアに取り組み、現在はショックを引きずっている児童はいないと報告を受けております。

次に、PTAに対する説明会の状況でありますけれども、保護者の約半数に当たる180名近くの方々から出席いただき、学校長からの事故概要、救急対応や他の児童への事後ケアなどの対応、再発防止への今後の取り組みなどの説明をいたし、その後、質疑の時間を設けましたが、質問はなかったと、このように聞いております。

最後に、今後の対応について申し上げます。

このことは、事故後、緊急に校長会を開催し、各学校に対応を指示したところでございます。児童生徒一人一人が危険を予知、認識し、やっではいけないことは絶対にしないという、自分を守る、自分を大切にすることを育てる指導を徹底するとともに、子供の行動、子供の視線での安全点検、確認方法をより具体的に実効あるものとなるよう学校ごとに計画し、実践するよう指導してまいりたいと考えております。

また、放課後における教育活動、部活動の指導体制についても、日常的に確認指示ができるような校内体制を早急に検討し、保護者の理解と協力のもとに、先生と子供たちが安心して活動できる基盤づくりが必要であると考えております。

さらに、施設の面でありますけれども、このたびの事故は、階段の手すりを滑りおりようとしたことが要因として考えられますので、手すりを滑りおりられないような一定の間隔で木製の突起物を設置するなど考えていきたいと思っております。

次に、不登校児童生徒の現状と課題についてお答えいたします。

まず、子供と親の相談員活用委託研究事業とスクーリングサポートネットワーク整備事業について申し上げます。

子供と親の相談員は、平成16年度から寒河江中部小学校と柴橋小学校の2校に1名ずつ配置しております。本相談員は、不登校などを未然に防ぐために、児童やその保護者のよき相談相手となることが主な仕事で、平成16年度は学業上の悩みや友人関係の悩みなど約70件の相談活動を行っております。

次に、スクーリングサポートネットワーク整備事業は、不登校児童生徒対策として平成17年度からの新規事業で、今定例会に補正予算をお願いしているものであります。

不登校児童生徒対策は、学校だけの単独の活動では効果が得られにくいというのが現状であるために、適応指導教室を中心として、学校、家庭、地域、関係機関の連携を強化し、より一層協力できる体制づくりを行うことが重要になっておりますので、そういった協力体制の中で不登校児童生徒を支援していく活動に取り組むものでございます。

次に、市内の小中学校の不登校児童生徒の現状と対応についてお答えいたします。

文部科学省が行っております全国調査において、年間30日以上欠席、これは病欠を除きます。そういう欠席した児童生徒を不登校児童生徒としております。この調査において平成16年度の本市の状況は、小学校が12名、前年度比4名増です。中学校が29名、これは前年度比17名減となっております。つまり平成16年度は、平成15年度と比較して小学校・中学校で13名の減となっているわけですが、これは、次のような本市の対応がその効果を上げたものと、このように思っております。

不登校児童生徒に対する対応は、大きく分けまして三つございます。

一つ目は、学校における対応です。担任や教育相談担当の教員を中心に、市の教育相談員、県のスクールカウンセラー、子供と親の相談員などとの連携を密にし、教育相談や家庭訪問などを通して、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援を行っております。

二つ目は、本市では適応指導教室を運営しているということでありまして。どうしても学校に行けないという児童生徒のために、市の青少年ホームの会議室や図書館などを利用し、週5日、つまり毎日午前中、その子供に応じた学習指導や保護者、教員に対する助言等を行っております。専門の教育相談員を1名と補助員を1名配置して、今年度はおおむね7名の子供の学校復帰を目指して指導しております。なお、この適応指導教室の成果として、昨年度は7名の中学3年生がおりましたが、全員高校に進学することができました。

三つ目は、訪問型相談員を1名配置しているということでございます。学校には行けない、適応教室にも行けない、そういういわゆる引きこもり傾向の児童生徒に対して、学習指導や教育相談活動を行っております。訪問の際には、該当する児童生徒だけではなくて、その保護者や祖父母なども面談に加わっていただき、家庭全体を支援しているところでございます。

このような三つの対応について連絡を取り合い、より指導の効果を上げるために、地域の民生児童委員や主任児童委員の方々とも協力して、不登校児童生徒及びその家庭を支援するための連携強化を図っております。

そのような関係者による協力体制の中で、中学校を卒業した後の子供についても、必要に応じて相談活動を行っているところです。教育委員会としては、このような活動を今後も充実させ、市内小中学校の不登校児童生徒がいなくなることを目標として努力を続けていく所存でございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

2問目に入らせていただきます。

まず、花咲かフェアについてでございますけれども、やはり今入場数だけをいろいろ求めるという問題だけではございませんでしょうけれども、毎年大型バスがふえていると。今の観光産業の中で、なかなか大型観光バスを仕立てるといことは非常に難しい観光産業でございます。

前ですと、手前の会社のことを言うのは何ですけれども、ファミリー旅行とかいろいろありますけれども、一番ピーク時も、3カ月間のロングランのファミリーコースですけれども、やはり1万4,000名ぐらいが最高だったのかなと。これも連日、多いときは10台ぐらい連ねて観光地に行くんですけども、今は、そのあれが全く火が消えたようで、4,000人ぐらい集めるのにやはり物すごく苦労しているというようなことで、当然観光産業の中身も変わったし、お客さんのニーズも大型化から、いわゆる小グループ化にあって、親しい人と旅行するというような形態に今変わったのかなということでございますけれども、去年は666台、2万4,000名の団体客が大型バスで来たということは、非常に観光産業界にとりまして、一つのイベントのやり方、それが非常に注目を浴びているのかなというように思っているところであります。

これは、市長は常々言っていますけれども、寒河江市だけのイベントではないと。やはりさくらんぼを共有する、そういう観光について、広く他の自治体も、山形県内のそういう一生懸命やっている方々のためにも寄与しているんだというようなことで我々も理解しておりますし、市民も理解しているわけですけれども、この前、ある自治体の市長さんと会ったとき、寒河江がああいうロングランのイベントをやってくれるもので、うちの宿泊している施設も、おかげさんでウィークデーも満員だというようなことで非常に感謝しておったようです。

そういうようなことで、これからも花咲かフェアなるものを、壮大な最上川の最上川ふるさと総合公園、市長もこの前新聞紙上で言っていますけれども、最上川を緑の岸にするんだというようなことで、今一生懸命また頑張っております。

やはり自然を大事にする、それは、今名古屋万博が始まっているんですけども、35年前に御存じのように大阪万博が開かれました。そのときは、テーマが「人類の進歩と調和」ということで、やはりいわゆる日本列島改造論、やはりいろいろ日本が戦後復興に向けいるんな科学進歩を当てにした、そういういろんな未来に夢をつなぐイベントで、非常に入場者が、3,000万の主催者の予定でしたけれども、6,000万人以上の入場者が入った。これはやはりいわゆる人間の叡智、そういう一つのテーマだと思います。

このたびの名古屋万博は、やはりそういう進歩という問題から外れまして、やはり今度は自然の叡智、いわゆる地球環境問題とか、今いろいろな産業が発達して、地球環境を今度は破壊しているというような反省の中に立って、名古屋万博は自然の叡智というようなメインテーマで今やっているようでございますけれども、その主催者側の入場予定者が700万人ぐらい入ればいいのではないかなというようなことを言っているそうです。

もっとも入るとは思いますけれども、そのようにやはり時代とともに、そういう人間の叡智から自然の叡智の方に移っていく、その推移を見ますと、今やっている本市の花咲かフェアも、やはりそれになんて、自然の叡智のありがたさ、やはり開発は開発として、これはやらなくてはなりませんけれども、基本は、自然を守るんだと、そういう物の流れですね。

寒河江市民の方も、フラワーロードを初め、一生懸命今までグラウンドワーク的なことでボランティアでやってきたわけです。それも寒河江内外の自治体に認められて、どこに行ってもフラワーロードは当たり前、植栽は当たり前ということで、やはり今までやってきた花・緑・せせらぎを愛する寒河江のやり方は、間違っていなかったのだなということを市民ともども今実感していることと思います。

そういうことで、ことしも間もなく花咲かフェアが始まるんですけども、やはりこのすばらしい最上川ふるさと公園をロケーションとした環境を、やはり全国的にもっともっと知っていただいて、お客さんがおいでなさるかなさらないかは、これは別問題として、安い公共のPR機関誌に載せて、やはり発信していくということが、これからもこの花咲かフェアをロングランとして長年やっていくためにも、焦らず騒がずということもありましようけれども、少しずつPRの方もやっていかななくてはならないのかなということで、市長の答弁のとおり、いろんな媒体を使って、金のかからないPRをやりたいということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろラジオなんか聞いていますと、YBCの11時25分から始まっている永六輔さんの「だれかどこかで」とか、永さんも非常にそういうお祭りが好きだということで、神輿祭りなんかに呼びますと、やはり一番早く来てくれるのかなというようなこともありますので、私もこれからいろいろはがきを書いてPRする予定ですけれども、市の関係者もいろいろコンタクトをとって、やはりいろんなそういう方を、寒河江市を知ってもらうためにも、いろいろ話を聞いてもらって、賛同してもらって、ともにこれからのイベントを大きく盛り上げていってもらいたいというふうにお願ひしたいんですが、市長の御意見がありましたら、これについて御所見をお願ひしたいと思ひます。

また、寒河江の緑寒河江ギボウシの件についてですけれども、結論から申しますと、これから都計道路にします木の下区画整理事業と結びます下釜山岸線、それをギボウシ通りにやりたい考えだということですが、それは、今から工事が始まって、今公園にはギボウシがたくさん植えられております。その間、やはり駅前市の中心市街地のところにも、定植とはいかなくても、プランターとか、たるとか、そういうのがありますので、まだまだ全国に知られていると申しましても、四季を通じて、冬を除きましてグリーン季に変わるギボウシのいろんな色の変化、また、花の開花、非常に楽しませてくれる花々の一つでございますので、ぜひ駅前中心市街地並びに散策道路、そういうところにも植えてもらえればありがたいと思っております。

教育委員会の方にお尋ねしますけれども、今委員長の答弁にありましたけれども、いろいろ平成10年の事故以来、いろんな対策、また検討をして、再発をしないようにというようなことをやってきたということでありました。

私どもも、去年、文教厚生委員会管内視察ということで寒河江小学校にもお邪魔して、いろいろ見せてもらったんですけども、ちょっと手すりの件については我々も目が届かなかったということでもありますけれども、私も事故が起きてから二、三日してからちょっとお伺ひして、いろいろ現場も見させてもらったんですけども、やはり乗りたくなるんですね、あれを見ますと。子供はどんな行動をするかわからないときもありますけれども、ちょっと乗りたくなるような施設だったのかなと。

我々子供のころは、木登りして足の鍛練、特に足の親指の使い方、これがやはり発達しますと、なかなか木登りも上手になりますし、特に我々も、若いとき東南アジアの方に海外旅行をしたときに、船に乗った場合、船頭さんが船のそちこちにはだしで行くんですけども、非常に見てみますと親指の使い方がうまいんですね。タコが吸いつくようにぱっぱぱとね。

ですから、今の子供さんは、木登りは余りしないのかなというふうにお思ひます。その足の使い方、それが余りわかっていないのかなと。馬乗りになった場合、きちっと足を両脇を締めてすれば、案外うまくいくと。

これはちょっとあれですけども、ただ滑るということでは、あの場所ではちょっと危険性がある、私も3メートル40という高さを見てびっくりしたんですけども、よくそういうふうなけがで済んでよかったなと。これは神様、仏様が守ってくれたのかということがありますが、よくそのぐらいの傷で、元気にな

ってよかったなというふうに思っているわけですが、やはり少子化の中で、一人でもそういう事故に遭って、本当にいろんな将来の心配、障害が残ったとかそういうことになれば、非常に本人に対しても不幸でございますし、我々一生懸命子供を育てようと、みんなで育てようという時期に、本当に悲しいことでもあるなということで、ぜひ今後二度とそういう事故が起こらないように、やはり地域の皆さんとともに、再発がないように御指導をお願いしたいというふうに思っております。

あと、不登校の問題ですが、これも少子化ということで、非常に大きな問題なのかなと。先ほど第1問に申しあげましたとおり、一家に3人の登校拒否の方がいて、今現在も仕事にも出られない、そういうことであります。本人はもちろんでしょうけれども、家族のいわゆる心配、悩み、まず幾ばくか想像もできないような思いであろうということに察するに余りあるんですけども、今委員長の方から、そういういろんな相談員活動とか、いろんなスクーリングサポートネットワーク整備事業の中に、これから今から一生懸命登校拒否にならないように指導していく、成果も出ているということで、本当に期待しておるわけですが、やはりそううまくできない、行かない人が出た場合、やはり義務教育でございますから、義務教育が終われば、これはもう、あとは余り世話焼きはできないんだということは当然あると思います。しかし、やはり中学校は中学校時代の中で、やはりいろんな角度から指導をしていただいて、中学校卒業するときには、やはりみんなと一緒に進学するなり、就職するなりできるような指導をしていかないと、どうしても義務教育を終わると、家庭の方に全部お任せして、どこに相談に行くかわからないというようなこともあるようであります。

私は、少子化の中で、いろんな施策を立てながら、子供を育てるということを考えれば、やはりもっともつと不登校児童生徒に対しては、やはりいろんな施策、指導をしながら、やはり中学校時代の中で学校に来られなかったと、いろいろな問題ありましようけれども、そういうことにならないように、登校拒否になる原因、いろんなことがあると思います。いじめの問題とか、また、先生からきついことを言われたとか、そういうこともなきにしもあらずと聞いていますけれども、問題は、まず登校拒否にならないような環境づくり、当然これは家庭教育でも必要だと思いますけれども、学校教育の中でやはりいろいろ先生方もそういうことにばかり気をつかって教育をしているわけではございませんので、やはりそれだけをお願いするということではできませんでしょうけれども、登校拒否にならないようにまずすると。なった場合には、早い時期に復活できるように御指導をお願いしたいということを教育委員会の方をお願いしたいと思います。何かこれについて所感がありましたら、ひとつお願いいたします。2問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今観光産業ということで叫ばれて、必要性和地域おこしなり、まちづくり、大変な事業ということの認識はどなたも持っておりますけれども、非常に難しくなってきたことも確かだろうと思っております。ですから、いろいろ魅力のあるものにしたたり、あるいは付加価値というものをつけて考えていかななくては、知恵を出していかななくてはならない時代だなと思っております。

寒河江の花咲かフェア、おかげさまで寒河江のシンボルイベントと、このように位置づけながら、まちづくり、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりというようなまちづくりの一つとしてもやっておるわけでございますし、特に、グラウンドワークを初めとするところのボランティア活動等々によるところの市民の力と、盛り上がる御協力というもので私はやられておるといのがすばらしいことだと思っておるわけでございますが、そういう中では、花なり、景観、そしてまた、さくらんぼとの相乗効果というものは、これは寒河江ならではの花咲かフェアINさがえの特徴かなと思っておるわけでございますので、なお一層、これまで以上にこれらをアピールし、また、実施に当たっていろいろな知恵をおかりしまして実施してまいりたいと思っておるわけでございます。

スマートインターにしましても、多くの方々が遠くからスムーズに来られるようなものとして誘致したという代物でございますので、今年度初めてなわけでございますけれども、緑化フェアのときには、あれは国と一緒にやっていただきましたけれども、スマートインターは寒河江市独自では初めてでございますので、うまく活用できればなど、多くの方々に利用されたいかなと、このように思っておりますし、将来としてのスポーツレクリエーション基地との絡みもございますので、花咲かフェアというものをなおなお一層寒河江のものとして盛んにし、また、特徴づけていこうとも思っております。

そういう意味での全国に発信するところのアピールというものは、いろいろ先ほども申しあげましたけれども、工夫をして、あるいはいろいろな媒体を活用して、寒河江そのものを全体を売り込むというようなことに持っていきたいと思っております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷委員長。

大谷昭男教育委員長 簡単にお答え申し上げたいと思います。

一つは、学校の安全対策であります。

経過や、それから考え方については先ほどお答え申し上げましたので、繰り返すことは避けませけれども、やはり私たちは、今回の事故の中の教訓からいろんなことを学びましたが、一つは、私たち大人の目で物を見過ぎてはいないかということでございます。子供の行動や遊び、その実態を押さえること。私先ほど、子供の目線で点検する必要があるだろうということで学校を指導していますということをお答え申し上げましたけれども、それではないのかなというふうに思います。第1点については以上でございます。

不登校については、先ほど本市の実態を御説明申し上げました。不登校が大きく取り上げられるようになって十数年というふうに思っております。登校拒否という言葉から不登校という言葉になってきて、今や特定の子供が示す特定の現象ではないんだと、どの子供にも起こり得ることなんだよという認識で学校では向かっておりますし、私たちは児童生徒の指導に当たっているところであります。

どの子供にも起こり得る。私個人的には、自分探しの一つ、抽象的ですが、自分探しの旅ではないのか。何をしたいのだと。このときどういうふうに行動したらいいんだ。自分でさまざま悩んでいる状態というのは一つはあると。

ですから、その旅の中での苦悩、こういったことを私たちは理解してやる。そして、保護者と、時にはおじいちゃん、おばあちゃんの協力も得ながら、本人、家族一緒になって動き出す。動き出すきっかけをつくっていききたいというふうに思っているところです。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 終わります。

平成17年6月第2回定例会

榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号3番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

私は、この質問について関心をお持ちの市民を代表し、私の考えを含め、以下の質問をさせていただきますので、教育委員長の御答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号3番、教育問題についてであります。

平成14年度から導入された学校完全週5日制は、明治以来の日本人が抱いていた学校とはこういうものという既成の学校観を根底から改め、学校文化の大きな変更点でありました。子供たちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学びみずから考える力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力を育むために実施され、はや3年が経過いたしました。

各学校では、この制度に伴い減少する授業時間に対し、子供たちの学力低下を避けるために、教育内容を精選するとともに、教育課程を抜本的に見直す作業を行い、子供たちの自主的な活動が多く取り入れられ、ゆとりのある豊かな学校生活が過ごせるような教育課程の編成がなされました。そして、教職員の方々は、子供にとってわかりやすい授業を心がけ、子供の個性に対応すべく、個々の子供の育成を重視した学習を基本に取り組み始めてまいりました。

しかし、ゆとり教育の総仕上げとして平成14年から導入された新学習指導要領は、大幅な授業日数の減少などにより、教育界や産業界などから学力の低下に対する懸念が強まり、大きな社会問題として取り上げられております。

現に、昨年末に公表された経済協力開発機構OECDの学習到達度調査と国際教育到達度評価学会の国際数学・理科教育調査の二つの学力調査の結果、残念ながら学力の低下が示されてしまったのです。特に読解力がOECDの平均レベルまで落ち込んだことを受け、ことし2月から中央教育審議会義務教育特別部会で総合学習の見直しを含めた義務教育全般の改革に向けた議論を始め、総合学習削減や基本教科の授業時間復活などを焦点に、今年度秋まで基本的な方向性を提言することになったのは皆様も御承知のとおりであります。

では、週6日制から5日制に移行して年間授業日数や時間はどのように変わったのでしょうか。年間授業日数、時間の推移につきましては、学校によって多少の違いはあるものの、週6日制で行われていた平成3年度までの授業日数は約240日、平成4年度から月1回の週休実施、平成7年度からの月2回の週休実施によって軒並み減少してきており、新学習指導要領導入による平成14年度学校完全週5日制実施時には年間200日となりました。導入前の平成3年度と比較すると約40日間の減少となっております。また、授業時間に換算すると、小学校が310時間、中学校では約170時間、旧指導要領下で学んだときより減っていると言われているのです。このように授業量の減少から推測するだけでも、単純に学力低下が叫ばれても仕方がないのが現状であります。

しかし、OECDの調査結果と裏腹に、文部科学省がことしの4月22日に公表した学力テストの結果は、関係者の心配をよそに、意外な結果としてあらわれたのです。平成16年1月から2月に全国の小学5年生から中学3年生、約45万人を対象とした教育課程実施状況調査では、平成14年の前回と同じ問題で正しく答えた割合、正答率が全体的に上昇、大半の教科、学年で前回は上回り、改善傾向を示したと発表されたのです。結果的には、学力低下を懸念し、基礎・基本の定着を図る学校がふえた反映と見られ、単純な計算式や漢字などの正答率は軒並み上昇したとの見解が出されております。

しかし、関係者の中には、これだけでは解釈が難しい。見た目には改善傾向とも言えるが、よく見れば記

述式の弱さは変わらないし、思考力、判断力も伸びたとも言えない。10年前に戻っただけであるとか、学力低下していないと言うにはデータが少な過ぎる。新指導要領導入から約2年経過時点のテストでその結果が出たと言えるのかなどと慎重な見解もあり、学力低下傾向の流れは変わらないという見方も多いのも事実です。

ここで、教育委員長に質問いたします。

このように、学識経験者や関係者の間で結果に対する見解が錯綜しておりますが、完全学校週5日制導入以前と導入後での市内の小中学校児童生徒の学力をどのように評価しているのか、また、その評価の根拠は何をもとに分析した結果なのかお伺いいたします。

さらに、私たちの暮らす山形県は、全国に先駆けて導入した教育山形さんさんプランによる少人数学級編制推進事業が導入され、平成16年度をもって小学校すべての学年に施行されました。当市でも、この制度を有効に活用すべく、児童のよりよい教育環境整備を図るため、空き教室の利用や特別教室の転用、校舎増築などの対応を行い、寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校で学級増加が図られております。このことは、週5日制により懸念されていた学力低下や不登校などの歯どめとして大変意義のある制度として全国でも話題となりました。

導入による先生や児童のアンケート結果は、ほとんどの項目で成果があったと出ているようですが、この制度導入により生じた課題はないのか。あるとすればどのような課題か。そして、それに対してどのような対応を考えていらっしゃるのかお聞かせ願います。

次に、2学期制の導入について、教育委員長の見解をお伺いいたします。

先ほど述べたように、現況の授業時間減少に対し、学習が充実するための時間的かつ心理的な幅を持たせようと、全国的に2学期制導入が検討、実施されております。2学期制導入の機運が高まっている背景は、平成14年度から実施された完全学校週5日制と新学習指導要領の施行によるわけですが、2学期制を採用し、始業式、終業式などの行事を簡素化し、授業数を少しでも取り戻そうというのが大きなねらいになっているようです。また、3学期の授業日数が50日程度しかなく、一つの学期として成績表の評価をするのが困難という理由も挙げられています。さらに、地方分権の一環で、公立小中学校の学期が市町村の学校運営に関する規則で学校独自に決められるようになった点も前提となっております。

全国の2学期制導入の動きを見ますと、仙台市が平成14年度から市立小中学校で一斉実施しているなど、平成15年度には、全国小中学校で1,030校が導入しており、市町村教育委員会では190余りの教育委員会が実施できる体制を確立しております。また、全県の中学校集計では、既に実施している学校が50%、実施を前提に検討中の学校が29%となっております。近隣では、山辺町が平成14年度から全校で既に導入をしており、西川町でも、平成15、16年度に睦合小学校で実施し、本年度は全町立学校で実施するための準備期間とし、平成18年度から2学期制に移行する予定となっております。

また、土曜日にも授業を行う完全週6日制を今年度から復活させたケースがあります。京都のある私立中高校でありますけれども、2003年度から第2・第4土曜日を休日にし、第1・第3土曜日を総合的な学習の時間に充ててきたそうです。しかし、大学入試に備えるため、学園祭などの学校行事に費やす時間を圧縮せざるを得ず、受験システムが変わらない中で5日制を導入したため、ゆとり教育の本来のねらいとは違う結果を生んでいるとのことから6日制を復活させたとのこと。そして、土曜日の授業を再開することにより授業時間を確保し、進路を選択できる力量をつけさせたいとしております。京都府内の私立中高では、完全学校週5日制を導入しなかった学校はありますが、6日制を再開するケースは初めてで、他の私立中高にも影響を与えそうだとおっしゃっております。

確かに、2学期制を導入したからといって、現行より授業数が大幅に増加するわけではありません。基本的に授業日数は同じですし、学校によって違いはありますが、10から20時間の授業時間数しか見込めないの

が現実です。取り組みについての報道が授業時間数増を前提としての報道が多くあり、2学期制を授業時間をふやす仕組みとしてとらえられる傾向があるのは理解いたしております。

しかし、限られた日数の中から授業時間をより多く生み出すことが可能になり、これまで以上にきめ細やかな指導、学習を定着させる継続的な指導ができるようになること、また、新学習指導要領で学校は意欲や態度も含めて絶対評価を行うことになっており、それに沿った長いスパンで児童生徒を観察し評価することができること、7月と12月の慌ただしさが軽減され、落ち着いて学習や指導に専念できるなどメリットは数多くあります。

デメリットとしては、長い歴史のある3学期制に慣れ親しんだ中で、新しい制度導入への不安や変化への対応をどうすべきかとの思いを多くの人が持っていること。通知表による家庭への連絡は3回から2回に減ることで、子供の学校生活の様子が親へ伝わりにくいなどが上げられます。

しかし、それらも子供の学力保障や授業のおくれ、授業時間数の減少、教師と子供のかかわり等、子供側に立った教育という観点からはデメリットと言われるものはほとんどないと言われております。

現状を維持する中で改善、工夫をすべきとの意見も多くありますが、制度を変える大きな改革を通して今までの教育を見直し、よりよいものにしようとする取り組みの一つとして考えなくてはならないのも事実ではないでしょうか。改革に伴い、新しい課題や具体的なデメリットを乗り越えていくエネルギーを持つことが教育改革には必要であると考えます。

ここで質問いたします。

先ほども述べましたように、2学期制を導入したから、すぐに充実した学校教育ができるとは考えておりません。それぞれの学校が教育課程の見直しや工夫をし、2学期制が生きるように努めていく必要があります。授業時間数のやりくりだけでなく、学習の連続制、評価のあり方、家庭や地域との連携、教育についての意識改革などの課題もあわせて取り組む必要があります、多くの検討を要する事案があります。

しかし、よい意味での真のゆとり教育を推進するため、2学期制導入に向け、寒河江市でも前向きに検討すべきと考えますが、教育委員長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時15分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 それでは、教育問題についてお答えいたします。

最初に、完全学校週5日制実施に伴い心配されている学力低下について申し上げます。

まず、平成14年度から実施されております新学習指導要領がつけられたその背景として、それまでの知識偏重の詰め込み教育に対する反省がございました。

具体的に申し上げますと、学校で知識はたくさん詰め込んでくるけれども、社会に出たときに、自分で課題を見つけたり、自分で判断したりする力、つまり社会で生きていく力に乏しい教育なのではないかという反省です。そして、国の審議が重ねられ、「ゆとりの中で生きる力を育む」現在の学習指導要領が施行されたところ です。

こうした一連の経過の中で、最も議論されたのは、学力とは何かということです。そして、学力とは、これまでの学んだ結果としての知識だけではなく、新たに学び方、学ぼうとする意欲をも含めた総合的なものであるという学力観の転換が図られたことは御案内のとおりでございます。

そこで、御質問の市内児童生徒の学力について申し上げます。

数値的にはかることのできる学力、すなわち学んだ結果としての知識についてのみ申し上げますれば、御心配されているような学力低下の状況はございません。これは、市教育研究所の学力対策委員会で行っております学力テストを根拠として申し上げることができます。完全学校週5日制導入前と導入後では、学習指導要領が改訂されているために、学力テストの内容にも変更があり、単純にそれを比較することはできませんが、現在のところ、学力が低下しているという状況は見られないようであります。

次に、いわゆるさんさんプランについては、本市では、平成17年度は寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校の3校が該当しております。本市の該当校においては、御案内の県のアンケート結果と同様、学習に対する集中力の高まりや欠席数の減少など好結果が寄せられており、本プランの恩恵を受けていると認識しているところです。

あえて課題と申し上げますれば、一つの学級の人数が減ったことだけでよしとするのではなくて、人数が減ったことにより可能になる、きめ細かな教育を充実させるため努力を怠らないこと、そして、その成果を非該当校にも普及、発信していくことが大切であるととらえております。このことについては、教育委員会としても学校訪問の際などに繰り返し指導しておりますし、各校においても前向きな取り組みがなされているところです。

次に、2学期制について申し上げます。

2学期制については、御指摘のとおり学期の区切りが長い分、長期的な計画が組みやすくなること、始業式や終業式に使っていた時数が学習指導に向けられることなど、さまざまなメリットが提唱されていることは十分承知しております。

そこで、本市では、2学期制の有用性や実現の可能性について検証するために、市教育研究所において、平成14年度から15年度の2カ年にわたり研究してきたところです。その研究は、先進地域の取り組みについて学び、メリット・デメリットを検証し、さらに小中学校に導入した場合のモデルプランを作成するという内容でありました。

その研究の結果、本市の場合、現状の3学期制でも、時数確保など運用面で創意工夫することで、ゆとりある教育課程を編成することは可能であるとの研究報告がまとめられたところであります。教育委員会としては、本市教育研究所の研究の成果を踏まえ、現在のところ3学期制をとっているところであります。

なお、今のところ市内の小中学校一斉に2学期制を導入する考えはございませんが、特色ある学校づくりという視点からも、2学期制を希望する学校があれば、その際は導入について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 御答弁いただきありがとうございます。

まず、学力低下につきましては、委員長のおっしゃるとおり、これまでの詰め込み教育から、少しゆとりを持って、将来社会に出てから有能な社会人となれるように考え方を変えたという点で大変心配されておられたわけですが、その低下も今のところは見られない。

ただ、やはり先ほど私も第1問で述べましたとおり、簡単にテストだけでその子供たちの状況を把握するというのは適切ではありませんし、長いスパンで子供の様子とか、いろんなことから成長を見守って今後もいっていただきたいなというふうに思っております。

さんさんプランにつきましては、確かに寒河江市内では該当している学校が3校しかない。そして、今おっしゃられたとおり非該当校との連携、私も大変重要なことではないかと思えます。確かに人数の少ない小学校はたくさんあるんですけれども、やっているところだけがいろんなことを経験して、学んで、先生方が改革していくのではなく、いろんなよいことを周りの学校にも発信して行って、寒河江市が一体となって子供のためにすばらしい教育を歩んでほしいと思っておりますので、そちらについても今後ともなお一層の御尽力を賜りたいと思っております。

次に、2学期制についてなんですけれども、今のところ導入する予定はないし、もし希望するところがあればという話がありましたけれども、先ほど私が述べましたとおり、この改革は明治以来の大きな大きな改革でありました。先生方や教育関係者の懸命な努力で、子供たちのためを考え、改革に沿って最良の教育方法を選択し、取り組みをなされていると私も十分理解しております。しかし、これを受ける学校の基盤、現3学期体制で果たしてこの大きな改革をうまく受けとめて、うまく機能しているのかといえますと、多少疑問に思っていることがあります。

これは私個人の考えでありますけれども、やはり大きな改革を受け入れるには、それなりのステージの整備が必要ではないのかなと。そうでないと、限界が発生してしまうのではないかと。これは私ばかりでなく一般の父兄の方も、「なぜ周りで導入し始めているのに寒河江市は前向きに考えていないの」というような話を私も何回か聞かされております。教育の新たな発想の転換に向けて2学期制を導入するということは大きなきっかけや気づきに結びついていくのではないかと。そして、それが起爆剤となって、根本からすばらしい教育に変わっていく可能性を秘めているものと私は認識しております。

先日、西川町立睦合小学校の前校長先生と2学期制導入、2カ年やったそのいろんなメリットやデメリット、経過についてお話をする機会を得てまいりました。はっきり言ってデメリットは全くないというふうに言っておりました。そして、2学期制を導入したんですけれども、あえて2学期制をまた二つに割って四つのステージ制にして授業を行っていると言いました。

資料によりますと、出会い(わくわく)ステージ、これが第1ステージです。挑戦(いきいき)、これが第2ステージ、創造(きらきら)第3ステージ、発展(ぐんぐん)第4ステージ。あえて2学期制を細分化して、懸念されていた学力の評価、通知表を普通は2学期制になれば2回にしかならないんですけれども、その一つのステージの区切りに主要な国語と算数の2教科だけを通信簿として、すべて4回の通知表を出している。ですから、中間では、算数、国語、2学期の間でも算数、国語、1学期末には全教科、2学期末には全教科というような形で、親が学校の様子がわかりやすいように、便りの方も小まめに、最低年4回はきちんとした形で伝える方法でやっている。そして、親から理解を得るために、いろんな会議等で説明しながら、うまく進んでいる。逆に言えば、子供たちがそのステージが今度は何々ステージだねと自分たちも区切りをつけて、日本には四季という言葉がありますけれども、あえてそういうふうにつけ加えることで子供たちが生き生きと学びに入っているという話がございました。

必ずしも、3学期制から2学期制に移行したからすべてがよくなるとは思っておりませんと先ほど述べ

ましたけれども、やはり大きな改革をきっかけにして、この時代に合ったふさわしい教育のあり方を根本から見直すいいきっかけという点では、やはり導入を前向きに考えるべきではないのかなというふうに考えております。

この2学期制が大体平成14年から早いところでは導入されまして、さまざまな検証がなされて、ある程度問題も出尽くしたと思っております。日本の3学期制、今まで根づいてきたものを根底から覆すような形になっていますが、表面上だけであって、中身はそう変わっていないところも十分ありますし、変わらない中で2学期制を導入してうまく持っていこうと進めているところもあります。学習環境を充実するためにも、2学期制導入に向けた検討委員会をもう一度立ち上げて検討するおつもりはございませんでしょうか。

それと、どこかで睦合小学校のように寒河江市内で試験的に2学期制を導入して検証し、全小中学校に導入してみようという考えはないのかお聞かせ願ひまして、第2問とさせていただきます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育委員会委員長。

平成17年6月第2回定例会

大谷昭男教育委員長 お答え申し上げますが、先ほど原則的な、総括的な、あるいは基本的なことをお話し申し上げました。2問目は、少し具体的なところに当たるようであります。

私の方からは、若干先ほどの補足するという形で……

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 済みません、マイクを使ってください。

大谷昭男教育委員長 済みません。

補足するという形でお話し申しあげ、あとは担当の方から御説明申しあげたいというふうに思います。

先ほど、特に2学期制についてであります。学習指導要領が改定されて以来、授業日数が減ってきたということがございます。いわゆる週5日制ですね。そこをカバーするには何かあるのかということを中心に全国で検討した時期がございました。

私もそのときは現場におったのですが、単純な考えで2学期にする以外ないんだよというようなことを言い置いて退職した覚えがございます。しかし、いまだそういうようにはなっていないようでもありますけれども、やはり私たちは、今議員御指摘のように、紹介してくださったように、初めから2学期制ありきじゃないんだと。何が一体今から大切なのかということをやはり十分検討してみてくださいなかと。

結果として、さまざまなメリット・デメリットがあるわけですが、そこをどういうふうにして克服するか。一つは、評価の問題がございます。もう一つは、保護者に対してどう理解してもらおうかという問題もあります。3点目は、子供たちは一つのリズムを持って生活しているわけでありまして、そのリズムにそれぞれの目標を設定しながら1年を過ごしているという伝統的な物の考え方もございます。

そういったものの中で、これから求められる学力、あるいは生き方、さっき申し上げた大きい意味での生きる力としての学力ですね。これをどういうふうに保障していくのかということ議論してほしいということで、平成14年度、15年度の研究所の研究になったんだということを申しあげておきたいと。その成果、経過については、担当の方が詳しいわけですので、御説明申しあげたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 それでは、詳しい部分について補足させていただきます。

2学期制の導入に向けては、具体的なメリット・デメリットのほかに、実際に教育課程を組んだらどうなるかというモデルプランまでつくって検討してみました。

その結果、議員がおっしゃられるように、メリットはたくさん見つかりましたが、今学校で取り組むに際しての一番障害になったことが、今私たちが子供のためにどう学校づくりをしたいのか、そのところをなしに形だけに入ってどうなのかという問題が大きく取りざたされました。

先ほどの学力問題とも絡みますけれども、今評価のあり方が、互いに比べる相対評価から、一人一人の力がどうついたかを見る絶対評価へと変わってきております。そのための評価のあり方の工夫、授業も学びを主体とするということで、一人一人の学びがどう成立していくか、成立するための指導法のあり方ということで、指導の内容面の方の変革の方に今進んでおります。形から入ることももちろん大事ですが、その内容面を今寒河江市では重視しながら取り組んでいるところであります。

なお、2学期制につきましても、先ほど委員長からありましたとおり、必要性が大きくなれば、今後とも検討していく構えではありますので、一応そのことだけ申し添えておきます。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 お話は大体わかりました。

ただ、西郡の方でも、もう大江町は条例を変更して、いつでも移行できるような体制をとっております。これはやはり、この間大江町の方とも話をしたんですが、西川町の移行によって、私たちも大きな局面を迎えるのではないかという話をしておりました。朝日町でも、今年度、またその2学期制移行に向けていろんな検討をして精査していくという話もございました。

私は、先ほど教育課長からありましたけれども、私としては、逆に言えば2学期制で長いスパンで子供たちをより見ていくことができるという方が、どちらかといえば私も大きなことかなというふうに思っているものですから、今お話を聞いて納得はしますけれども、周りの状況等、先ほど言ったようにいろんなところでもう検証されて、大きい問題はもう出尽くしておりますので、先生方、教育関係者の方とそういう機運が高まってくるのであれば、前向きに取り組んでいただくことを御要望し、質問を終わらせていただきます。

平成17年6月第2回定例会

佐藤 暘子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号4番、5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民が強い関心を持ち、実現と改善を求めている問題について、通告順に市長並びに教育委員長に質問をしてみたいです。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、介護保険制度の見直しについて、市長に見解を伺います。

私は、昨年9月議会の一般質問でもこのテーマの質問をしておりますが、あの時点では、厚生労働省の内部で原案が練られている段階で、詳細についてはわかりませんでした。具体的な見直し案が今国会に提案され、衆議院では、共産、社民の反対を押して可決され、今参議院で審議されております。

政府は、平成17年度の実施をめどに強引に法案成立を図ろうとしていますが、その中身が明らかになるにつれ、保険料や利用料の大幅な負担増、利用制限など高齢者が介護から締め出される大改悪と言わざるを得ない内容となっております。

介護を必要とする高齢者がふえ続け、介護保険の給付費が予想以上にふえていくことに危機感を持った政府は、将来も持続可能な制度にするために見直しをしております。

しかし、見直しの主眼は、ふえ続ける保険給付をいかにして抑え、財政支出を減らすかにかかっています。そのために、要支援、要介護1など介護度の低い高齢者を介護保険の利用から排除する、あるいは制限する。入所施設のホテルコストを新たに設け、食費を全額自己負担にするなど、高齢者に給付の削減と負担増を押しつける内容となっております。高齢者の中には、今まで受けていたサービスが受けられない、入居していた施設から締め出されるといった心配も出てきます。

今回の見直しは、介護保険の本来の目的である、だれもが、いつでも、どこでも、お金の心配なしに、受けたいサービスが利用できるという趣旨から逸脱し、政府からすれば安上がりの、企業からすれば営利目的の、利用者からすれば金持ちでなければ利用できない制度に変えようとしています。

介護保険財源の国の負担割合は25%になっていますが、これとは別枠で5%の調整金を上積みするよう全国市長会などから要望が出されています。にもかかわらず、国の負担割合をふやすことには手をつけず、専ら給付抑制、負担強化の仕組みを持ち込み、制度の役割を一層そぎ落とす、いわば構造改革に沿った内容での見直しとなっております。

介護を社会的に支え、だれもが安心して利用できる介護保険にするためには、介護を社会保障として位置づけ、サービスが適正、公正に利用されているか、利益誘導の一部事業者が悪用されていないかなど、専門的で公的な立場でサービス内容のチェックを抜き取りで実施したり、立入調査を実施できる機関を設けるなど、公的な責任を強化することが必要と考えます。

また、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの介護職員が専門職としての誇りを持ち、質の高い介護ができるよう、身分の保障や待遇改善のために介護報酬を引き上げるなどの改善こそ必要と思います。

市長は、今審議されている介護保険の見直しについてどのようなとらえ方をしておられるのかお伺いいたします。

次に、新予防プランについて伺います。

今回の見直しの中で、介護保険の利用抑制、排除だと批判されているものに新予防プランがあります。

新予防プランは、要支援や要介護1など軽度の人が必要以上のサービスを受けて介護給付費を増高させているとの認識から、要支援や要介護1の人たちのホームヘルプサービスやデイサービスを削ったり、利用を制限したりして、介護予防ということで体操やマシンを使った筋力トレーニング、栄養指導や口腔ケアなどの新予

防給付に移行するというものです。

高齢者の口腔ケアや転倒防止などの介護予防は、寝たきりをつくらないなどの点からも重視し、積極的に進めなければならないことだと思います。介護予防のための筋力トレーニングについては、国のモデル事業としてあちこちで取り組まれ、一定の効果を上げてきたことは事実です。しかし、今回出されている新予防プランの本音は、介護保険給付費の抑制にあり、高齢者の置かれている現状を無視した無謀なプランと言わざるを得ません。

新聞などの情報によりますと、要支援に該当する人のほとんどと要介護1に該当する一定の人が筋力トレーニングなどの新予防プランに移行していく内容のようですが、トレーニングによって、かえって状態が悪くなったという調査結果も出ており、このプランを実施していくには相当の無理があると思います。トレーニングをどこで、だれが主体で実施するのか、マシンの確保はどうするのかなど、問題はたくさんあると思いますが、新予防プランについて、市長はどのように考えられているか伺います。

見直しの一つは、要支援、要介護1の人たちを振り分けて新予防プランに移行させ、できるだけ介護サービスの利用を抑え、給付費の削減を図ろうとするものであることはさきに述べましたが、このように振り分けられ、受けられるサービスが限定されてしまうことは、従来可能であった要介護1の人の施設入所が不可能となり、利用者のサービス選択の自由を侵すことにもなります。

また、何よりも心配されることは、ホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けることによって介護度の悪化を防ぎ、自立した生活を送ってきた人たちが、サービスが受けられなくなったり、利用を制限されることで、引きこもりになったり、状態が悪化してしまうのではないかということです。

さらに、見直し案では、要支援者の給付限度額は現在より引き下げられることが予想され、限度額以上のサービスを受けようとするれば、全額自己負担となり、低所得者は必要な介護が受けられないということにもなります。

寒河江市内にも、ホームヘルプサービスやデイサービスを受けながら自立した生活を続けている高齢家族やひとり暮らしのお年寄りがたくさんおられます。国は、家事介護などを制限する理由として、高齢者がこれらのサービスを受けているために、自分からやろうとする気力をなくして状態を悪化させていると言っていますが、市長は、この理由をもっともだと感じておられるのかどうか伺います。

次に、利用料について伺います。

施設入所者については、ホテルコストの導入や食事の全額自己負担が見込まれています。在宅介護重視を掲げてきた介護保険制度も、介護の重度化や介護者の高齢化などによって施設入所を希望する人がふえ続けています。寒河江市においても180名を超える待機者が施設のあくのを待っています。

このたびの見直しでは、特別養護老人ホームの個室化を進める一方、個室入居者からは月額5万円程度の新たな入居費を徴収することや、今まで無料だった大部屋の入居者からも月額1万5,000円程度の入居費を徴収するなどの案が出ています。さらに、食費も全額自己負担にすることが見込まれており、月額1万円ぐらいの負担増が予想されます。今回見直しがかけている大幅な利用料負担案は、利用者からの負担を大幅に引き上げることによって保険給付費を少なくし、現在の施設志向に歯どめをかけ、金持ちでなければ入居できない制度にしようとするねらいがあるようです。この法案が可決され実施されれば、これまで特別養護老人ホームに入居していた人の標準利用月額約5万円から5万5,000円が、9万円から10万円にもはね上がると予測されます。

特別養護老人ホームには、介護保険前の措置制度のときから入居している人がおられますが、寒河江市では

何名の方が入居されているのか。これらの方々には所得に応じた特別対策が適用されて負担の軽減が図られていましたが、その特別対策をなくしていく方針が出されていたようですが、見直しの中でどのような検討がなされ、どのように処遇されるのかお伺いいたします。

また、介護保険制度になってから入居された方にとっても大幅な負担増になると思いますが、現在と比較してどれくらい負担がふえるのか、このことによって施設入居ができなくなる人はいないのかどうか伺います。

次に、介護保険料について伺います。

介護保険料は、3年ごとに見直しがかけれ、利用者が快適さや満足度を得ようとすればするほど保険料にはね返る、痛しかゆしの仕組みになっています。2006年度は保険料の大幅な引き上げが必至と言われていす。この引き上げで最も大きな負担を強いられるのは65歳以上の年金受給者だと思います。年金受給額が減らされる中で、保険料はどんどん引き上げられ、月額1万5,000円程度の老齢年金しか受給していない低所得者からも容赦なく差し引かれていきます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、基準額をもとに5段階に刻まれています。逆進性が強く、低所得者ほど負担が重くなっています。非課税者からまで容赦なく取り立てるということは、その人の生存権まで奪いかねない重大なことだと思います。これまでも何度となく低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を設けるべきでないかと市長の見解を伺ってきたところですが、改めて保険料減免制度を設けることについて、市長の見解を伺います。

次に、介護機器の取り付けや住宅改造について伺います。

介護を必要とする高齢者が在宅で生活するためには、ベッドや車いす、段差の解消や手すりの取り付けなど、さまざまな介護機器や住宅の改造が必要になってきます。これらの機器の購入や住宅の改造なども、介護度によって介護保険の適用が受けられます。受給者にとっては大変ありがたいことで、助かっている人が大勢おられます。

しかし、保険給付費がふえて困っていると言われながら、この制度が適正に活用されているのだろうか疑問に思うところです。これらの制度を利用するには、介護専門員が介護を受ける人の状態に合った介護機器や改造などをアドバイスして決定されることになっていますが、せっかく設置しても活用されなかったり、量販店で販売している同程度の機器と比較して価格が高額な商品だったり、むだが多いことも指摘されています。これら介護機器の設置や住宅改造に対する指導、チェックはどのようにになっているのか伺います。

次に、教育全般についての検討委員会設置について、市長並びに教育委員長に伺います。

検討委員会設置に対する考え方について、市長に伺います。

昨年12月議会で、緑政会の石川忠義議員が、「中学校給食の検討委員会を設置して、住民の意見を十分くみ上げてはどうか」と質問したことに対し、市長は、「社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上で本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っている。中学校の給食の今後について、広い立場、総合的な見地から議論する場を学校給食を所掌する教育委員会に設け、十分調査検討してはいいかかと思っております」と、教育委員会に検討委員会の設置を要請する旨の答弁をされました。

このことについて、市長選挙後の平成17年3月議会で、私は、なぜ市長が調査検討もやる考えなしとしてきた考えを一変させて、教育全般についての検討委員会の設置を教育委員会に要請したのか、さらに、市長自身は中学校給食を実施すべきという立場に立たれるのか、あくまでも検討委員会にげたを預け、傍観者的な立場に立たれるのかと市長の真意をお尋ねしました。これらの質問に対し、市長からは納得のいく答弁は得られませんでした。

平成16年12月議会の石川議員の質問は、明確に中学校給食についての検討委員会を設置してはどうかとの質問でした。この質問への市長答弁は、教育全般についての検討委員会という表現で、その中で中学校給食についても検討してもらおうという大変あいまいなものでした。市長は、この検討委員会の焦点をどこに置いているのか、明確にお答えいただきたいと思います。

次に、教育委員長にお尋ねいたします。

私は、ことし3月定例会で、教育全般についての検討委員会の設置について同様の質問をしておりますが、あの時点では、まだ何の話し合いもなされていないということで答弁は得られませんでした。あれから3カ月近くが経過しており、市長からの要請を受けてどのような話し合いがなされているのか、改めてお伺いいたします。

一つ、教育委員会は、市長よりどのような検討委員会の設置を要請されたのか。

一つ、検討委員会の人選はどのような人を、どのような方法で選出する考えなのか。

一つ、検討委員会の期間はいつからいつまでをめぐりに検討する考えか。

一つ、会議の持ち方については、市民が審議の内容を知ることができるよう傍聴を認め、会議録を公開すること。

以上4点について、教育委員長の答弁を求め、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、介護保険制度の見直しの件でございます。

御案内のように、介護保険制度は、平成12年4月1日から施行されましたが、附則第2条によりまして、施行後5年をめぐりとして、その全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直しなどの措置を講じることとされておりました。

制度の実施内容等につきましては、3年ごとに策定する事業計画に基づき行われてきたところでございますが、平成12年度から14年度までの第1期は、制度の導入、利用拡大が目的であり、平成15年度から17年度までの第2期は、制度の定着と実態を検証し、見直し改善が主な目的と理解しております。

このたびの18年度から20年度までの第3期事業計画を策定するに当たっての国の考え方として、これまでの量的拡大を基調とする広域利用型の全国一律のサービス提供から、質的向上のための地域密着型、地域独創型のサービスへと大きく転換しようとしております。

このため、今回の見直しは、明るく活力ある超高齢社会の構築、二つには制度の持続可能性の確保、そして社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しが行われるものでございます。

改正案の主なものは、御案内かと思えますけれども、一つ目は、予防重視型システムへの転換があります。これは、要支援、要介護1の軽度者が大幅に増加していることなどを背景に、また、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を介護保険制度に新たに位置づけるものでございます。

二つ目といたしましては、施設給付の見直しでございますが、これは、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、特別養護老人ホームなどの入所者に係る居住費と食費については保険給付の対象外とし、低所得者への配慮を行った上で、利用者の負担区分を見直しするものであります。

三つ目は、新たなサービス体系の確立として、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するため、地域密着型サービスを可能とすることでございます。そのために、地域における総合的な相談窓口機能や包括的、継続的なマネジメントの支援を行う地域包括支援センターを創設しようとするものです。

四つ目は、サービスの質の確保、向上として、介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務づけるなど、情報開示の標準化や利用者によるサービスの選択を通じ、質の向上を図ろうとするものであります。

五つ目は、負担のあり方、制度運営の見直しを行い、第1号被保険者の保険料につきましても保険料の段階区分を細分化し、特に第2段階層のうち、所得が低い層について保険料負担を引き下げるとともに、特別徴収対象者の把握時期を複数回行うことにより、普通徴収への切りかえ者を極力少なくし、市町村の事務負担の軽減を図ろうとするものになっております。

また、市町村長の事業所への調査権限の強化を図るなど、市町村の保険者機能の強化を目指しております。ほかにも介護報酬、診療報酬の改定などを計画しているようでございます。

これら見直しに当たっての市長はどのようにとらえているかということでございますが、これまでも全国市長会において、介護保険制度の見直しに当たって、介護保険制度の持続的かつ安定的運営の視点に立って見直しすべきものと意見を申しあげてきたところであります。

現在、介護保険法などの改正案について国会で審議中ですが、提案されている見直しの内容は、高齢化の一層の進展など社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度が構築されるとともに、高齢者の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現を図ろうとしているものであり、全国市

長会の意見を大方尊重された制度の見直しになっているとされているところであります。

次に、新予防プランについてでございます。

新予防給付は、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の予防給付の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制などを見直しして、新たな予防給付へと再編を行うものでございます。

本市におきましては、管内で活動しているケアマネジャーとの連携を密にし、利用者に役立つケアプランの作成、適正なサービスの実施に取り組んでおり、今後とも利用者の状態悪化を防ぎ、自立支援に役立つようなサービスが提供されるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、利用者負担についてでございます。

今回の施設給付の見直しは、在宅で介護する場合と施設に入所した場合の利用者負担を公平にするため、施設入所者の食費と居住費用を在宅と同様に利用者に対して負担をお願いしようとするものでございます。また、特別養護老人ホームに入所している方の対応についてですが、これは、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、今国会において現行の負担軽減措置の実施期間を平成17年4月1日からさらに5年間延長されたところであります。なお、現在、本市において本制度の適用を受けている方は57人となっております。

次に、現行と見直し後における負担の増減についてお答えいたします。

介護報酬及び居住費、食費の利用者負担について、国で提案している額で現在入所されている方について試算してみると、生活保護受給者などが属します第1段階の利用者負担は現行と変わりございません。新たに創設される年金収入80万円以下の新第2段階は、入所者の80%が該当する見込みでありまして、現行の負担額より3,000円程度逆に下回るようでございます。また、年金収入80万円を超えて266万円以下の新第3段階につきましては、入所者の10%が見込まれますが、現行よりも月額1万5,000円増となります。しかしながら、1カ月当たりの負担額は5万5,000円であることから、年金収入で賄うことが可能であると思われまゝ。したがって、今後、現在施設に入所されている方の継続が困難になるような事例はないものと考えております。

次に、保険料と利用料の減免について申し上げます。

保険料と利用料の減免につきましては、これまでもお答えしてまいりましたが、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいとして創設されたものでございます。保険料は、所得に応じて5段階に設定されており、負担能力に応じて負担することになっており、この中で必要な軽減措置が講じられているものと考えております。したがって、負担公平の見地からも問題があり、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。また、利用者負担額の減免については、現行制度による社会福祉法人による減免や、一定の上限額を超えた場合は、払い戻しのある高額介護サービスなどを活用することで対応してまいりたいと考えております。

次に、介護機器の購入や取り付けなどについて申し上げます。

介護保険で福祉用具を利用する場合には、1割の自己負担で福祉用具のレンタルサービスと福祉用具購入費の支給が受けられることになっております。また、福祉用具の購入につきましては、1年間に購入金額の総額が10万円を限度額として購入できるようになっております。

市では、福祉用具利用者向けのパンフレットを作成し、窓口での説明の際に渡したり、ケアマネジャー、介護支援専門員でございますが、に配付して、適正な利用を呼びかけているところでございます。

また、住宅改修につきましては、健康福祉課に理学療法士、作業療法士を配置して、ケアマネジャーや建築関係者を対象とした研修会を開催する中で、専門的立場から住宅改修の必要性や具体的な改修内容について指導しているところでございます。

また、住宅改修が行われる場合は、事前にケアマネジャーとの連携を図りながら、改修内容のチェック、それから現場確認、要介護者の状況把握を行いながら、住宅改修が適正に行われるよう指導しているところでございます。

次に、教育全般についての検討委員会の設置についての質問にお答え申し上げます。

学校給食については、これまで、昨年12月と、それからことしの3月に答弁しているとおりであります。私の答弁が、議員は、教育全般についての検討委員会という表現で、その中で中学校給食についても検討してもらおうという大変あいまいなものであると言われておりますが、中学校給食については、社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上での、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると述べたところであり、決してあいまいな答弁であったとは考えていないところでございます。

また、私は、中学校給食の今後については、広い立場、総合的見地から議論する場を設け、十分調査検討してはどうか、そして、審議経過、検討内容について十分情報を提供し、広く意見をいただき、それを見据えて実施するか否かの結論を出してはどうかとの市長としての考え方を示し、教育委員会にその旨要請したものでございます。今後教育委員会としてどのような手続き、どう検討していくかは、教育委員会の考え方によるものであらうと思います。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 それでは、お答えいたします。

平成16年12月議会で、学校給食に関する一般質問を受けて、市長から教育委員会に要請がございました。その要請内容については、市長が先ほど答弁したとおりでございます。

次に、その要請を受けてどのような話し合いがなされているかとの御質問でございますけれども、現在、教育委員会の協議会において、教育の現状を見きわめながら、次の世代を担う、21世紀にふさわしい人づくりを確実に、しかも計画性を持って推進するために、確かな教育理念と方向性を明確にしながら、新しい教育の流れに的確に対応できる、そういう教育ビジョンを示していくことが肝要であるとの話し合いを進めているところでございます。

したがって、本市の教育をめぐる環境や課題を的確にとらえて方向性を明らかにしていく中で、夢と希望を持てるような計画にしていけるためにも、教育全般の議論の中で、学校給食をも含めて、十分な時間をかけて検討していくことが必要であると話し合われております。

また、御質問の人选、検討期間、会議の公開等についての御質問がございましたが、ただいま申しあげましたように、現在、教育委員会の協議会において、どのような計画を策定すべきかを検討している段階でありますので、人选、検討期間等については現在のところ話し合いがなされておらず、その時期が来ましたならば、具体的に詰めていかなばならない問題であるというふうに考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1問にお答えいただきましたので、次、2問に移らせていただきたいと思います。

介護保険の見直しに対する市長の考え方ということでお尋ねしたわけですが、市長会などで要望している内容に沿った改革が行われているような市長の答弁だったようですけれども、それにしても、今回の見直しの中では、今まで受けられていた介護が受けられなくなるというようなことですか、利用料が高くなる、負担が多くなるというようなことで、決して利用者にもいい方向の改革にはなっていないのではないかと私は考えているところです。

新予防プランということで、新しくこういうプランができるようですけれども、このことによって、今までヘルパーなんか利用できた人はできなくなるという方が非常に多くなるわけですね。要支援の方のほとんどは、もうヘルパーの利用ができなくなる。そして、新予防プランの方に移されるというようなことがあるわけですね。

それから、要介護1の方にしても、その中のどれぐらいの部分になるのかはちょっとわかりませんが、一定の部分の方はその予防プランの方に移っていくというようなことがありまして、今利用者の皆さんの中から出ている声としては、ヘルパーさんに来てもらえなくなると、掃除とか、料理とか、それから買い物とか、そういった日常生活に必要なことがしてもらえなくなるということで、非常に不安が大きくなっているわけですね。

ヘルパーさんというのは、単に家事の援助をするだけというのではなくて、やはりお年寄りの方の悩みを聞いてあげたり、相談に乗ったりと、心の面でも非常に利用者の方にとってはありがたい存在だというふうに聞いております。私、実際ヘルパーさんに聞いたお話なんですけれども、「そういう中で、私たちは、家事援助だけ、ただお手伝いをするだけという存在ではない。お年寄りのそういう毎日の自立した、その人らしい生活を支えていくための仕事をしている」というふうにおっしゃっていました。ですから、そういう点からも、ヘルパーさんの利用ができなくなったというようなことになれば、その人の生活全体が非常に低下してくるのではないかと心配があるわけです。

ですから、そういう点について、介護保険以外の寒河江市独自の事業として、ヘルパーの利用ができなくなった人たちに対するきめ細かな見回りといいますか、相談、そして健康チェックというようなことをやっていく必要があるのではないかと感じるわけですが、寒河江市独自の対策として、市長はどのようなことを考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この前新聞報道されたんですけれども、その中で、介護職員に対する利用者とか、または家族からのセクハラがあるというようなことが大きく報道されていました。こういう問題はなかなか表面に出てこない。そんなことを言ったら利用しなくなるんじゃないかと、事業所のことを考えたりとか、また、お年寄りの人格を傷つけてしまうのではないかとというような配慮なんかもあったりして、なかなか表面に出てこない問題なんですけれども、この問題は、放置しておけば非常に大きな問題になるということも考えられますので、寒河江市内の状況を市長は把握しているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、利用料についてですけれども、措置時代に入居している方は57人いて、今実施されている特別対策が5年間延長されるというようなことが言われたわけです。当分の間はこのままの状態で行けるということになると思いますけれども、これが延長期間が過ぎてしまえば、こういう人たちにとってもさまざまな弊害が起きてくるのではないかと感じるわけですが、この利用料の値上げについては、やはり負担を多くして支出を少なくするような考え方のもとにとられているわけですから、実際5年間なら5年間の延長期間が過ぎれば

ば、利用者に負担がかかってくるということは目に見えているわけです。

寒河江市では、所得階層ごとの介護度というのが資料として出されておられません。といいますのは、どれぐらいの所得階層の人がどれぐらいの介護度になっているかということ調査して、それを資料として出していただきたいということを私は以前にもお願いしたことがあるんですけども、それはできないということで、出していただいております。

なぜこういうことを申しあげるかといいますと、ある研究者の発表によりますと、所得階層の低い人ほど介護度が重くなっているということなんです。といいますのは、所得が少ない方、低所得の方というのは栄養状態も悪い、また、生活環境なんかも非常に悪いと。そういう中で介護を必要としている人が多くなっているという調査結果が出ているわけです。

ですから、こういう意味からも、寒河江の状態がどういう状態なのかということ私を行政としてしっかりつかんでおく必要があるのではないかと思うわけです。介護保険に任せておけばそれでいいというのではなくて、寒河江市の高齢者の状態がどうなっているのか、どういう所得の人が、どういう介護度になって、どれぐらいの利用をしているのか、そういうことをしっかりとつかんでおく必要があると思うんです。

目に見えないところがいっぱいあると思うんですね。どういう状態にいるのか、どんな介護を必要としている人がどれぐらいいて、それをどれぐらい利用できているのかというような実態がわからないわけです。ですから、そういう実態のわかる資料をぜひ出していただきたい。出すソフトがないというのであれば、それもやはり自治体の責任として、出せるソフトを導入するぐらいの必要性があると私は考えております。そのことについて、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、保険料についても、市長は、今の保険料は5段階に設定されていて、その中で軽減措置がとられているので、保険料の減免などということは考えていないというふうなことをおっしゃいましたけれども、65歳以上の方の保険料というのは、普通徴収と特別徴収というふうに二つに分かれているわけですね。普通徴収の方は、年金の月額が1万5,000円以下の65歳以上のお年寄りの方、そういう方は、年金から差し引かれるのではなくて、納付書によって保険料を納めていると。こういう人たちの保険の滞納が非常に多くなっているというふうなことが言われているんですけども、寒河江市の場合は、この普通徴収による保険料納入している人が何名いるのか、そして滞納状態はどうかをお尋ねをしたいというふうに思っております。

この保険料、こういう人たちが保険料を滞納すれば、国民健康保険と同じようにペナルティーがあるわけですね。国保の場合も、保険料を納めていなければ、医者にかかるときは全額自己負担をしなければならないという制度になっているんですけども、この介護保険の場合も同じでありまして、保険料を納めていなければ、利用料全額自己負担をする。そして、保険料を払った後に9割が戻ってくるという仕組みになっているんですけども、そういう状態で介護が必要となって介護を受けた人がいるのか、そういうケースがあるのかどうかということもお聞きをしたいと思います。

それから、特別徴収の場合は、65歳以上の人で年金月額が1万5,000円以上の方、そういう人は年金から差し引かれるということになっています。ですから、こういう方たちはいや応なしに保険料は年金から差し引かれる、こういう仕組みになっているわけですね。

ところが、3年ごとの保険料の見直しが行われるということで、来年には大幅な見直しが予測されております。

そしてまた、それに先立って、ことしから国の税法が改正になりまして、5月の臨時議会で専決処分されたものを議会で承認したわけですけども、昨年度は、65歳以上の人で合計所得金額が125万円以下の人は、市

民税の非課税対象者だったわけです。それが、今年度からは、そういう 125万円以下の人も課税の対象になったということで、寒河江市では約 1,500人の方が新たに市民税の課税対象者になるという状態になったわけです。

それで、市民税が課税されるということになりますと、これはさまざまなものに影響してきます。ということは、国保税のランクも上がります。また、介護保険料の5段階の区分もランクが上がってくるということで、増税になるわけですね。そういうことから、年金しか収入のない低所得者にとっては、非常に大きな負担になってくるということになっております。

ですから、今5段階で所得階層に配慮された保険料の割合になっているというふうに市長はおっしゃいましたけれども、月額1万5,000円以上の、最低の方は1万5,000円から、そして5段階の一番上のランクの人は月額20数万円、30万円近くももらっている方もいらっしゃると思いますね。ですから、その所得の差というのは非常に大きいんです。15倍ぐらいもの所得の差がありながら、保険料の区分というのはたったの5段階にしか分かれていない。そういうことで、低所得者の方にとっては非常に負担が重くなっている。ですから、一番負担感を感じるのは2段階から3段階ぐらいの方が一番負担を感じているという現状だと思います。

ですから、ほかの自治体の減免をしている、軽減措置をとっているというふうなところを見ますと、2段階とか3段階あたりをもう少し区分を多くして、細分化して7段階ぐらいに分けて徴収をしているというふうなところもあるわけです。ですから、そういうことも一つの方法というふうに考えますけれども、市長は、その区分、再区分するということについて、どのようにお考えなのか、その点もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、介護機器の設置、住宅改造に対する指導やチェックについては適正に行われているというふうにお答えだったようですが、そういう設置をする前、それから、機器を購入する前、そういう前の段階においては、ケアプランを立てたり、さまざまなチェックがあったりしてそういう機器を選定するのだと思いますけれども、その後についてはもう業者任せだというのがほとんどだと思うんです。業者の人に来てもらって、うちの中で相談をするわけですが、そのときに、やはりこういうものだったらこっちの方がいいですよとか、これからもっと介護度が上がっていくから、そのことも考えてこっちの方がいいんじゃないですかというふうな業者の勧めに応じて機器を購入したりとか、取り付けをしてもらったりというふうなことがあるようですね。ですから、それが給付費の増加にもつながっていくと、業者主導になってしまっているのではないかとこのことが言われております。

ですから、そういう事後のチェック、調査なんかも必要になってくるのではないかとこのように思うわけですが、そのことに対する対策というものはとられているのかどうか。とられていないとすれば、やはりぜひそういうきめ細かなチェックをしていく必要があるのではないかと思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、検討委員会のことについて、教育全般に対する検討委員会ということで市長にお尋ねをしたところですが、まず、市民が真っ先に取り組んでほしいと願っていることは、中学校給食についての検討委員会なんです。市長は、昨年12月議会で石川忠義議員の質問に答弁した内容というのは、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っていると間接的な表現をされたわけですが、しかし、中学校給食についての検討の必要性というのは認められているわけですね。ちょうど選挙を前にしての議会でもあったということで、中学校給食の課題は避けて通れないという市長の判断もあったのだろうと私は思います。

市長の議会での答弁を受けて、山形新聞は、中学校給食は選挙戦の争点ではなくなったと、ということさ

え書いています。それだけに、市長のあの12月議会での答弁というのはインパクトがありましたし、また、中学校給食を待ち望んでいた市民にとっては大変な朗報であったし、また市長の責任というのは非常に重大なことだったと私は思っているんです。ですから、教育委員会に検討委員会の設置をお願いしたんだから、あとはもう教育委員会にお任せだというのでは、余りにも市民に対しての責任放棄ではないかと私は思うんですね。

ですから、広く市民の要望や意見をくみ上げるという市長の立場からすれば、給食問題をメインに据えた検討委員会をすべきでないかということ、積極的にそういうことに取り組むべきだというふうに考えますが、市長、どうなんですか。広く教育全般にわたってという考え方、非常に耳触りのいい答弁ではありますけれども、靴の上から足をかくようなものだとは思います。ぜひそういう首長の立場から、教育委員会に対しても給食問題をメインに据えた検討を積極的に取り組むように要請するということが必要なのではないかと思います。市長のお考えをもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

どのような検討委員会の設置を要請されたのかという質問に対しては、市長がお答えになったことと同じですというふうな答弁をされたわけですが、教育全般についての検討というのは必要だと思います。今このような社会情勢の中で、子供たちの学力の問題ですとか、また、さまざまな教育環境の問題なんかもあります。そういう問題でやはり全般的な検討をするということは非常に必要なことだと思います。

でも、広範にということになりますと、これは非常に時間がかかりますね。半年や1年でできるものではないというふうに思います。ですから、こういう検討をすると同時に、給食、中学校の給食については、じゃあ、どうするのだということ、分科会のようなものを設けて、そこはそこで検討してもらおうというふうなことがぜひ必要なのではないかと思うわけです。

何よりも市民が望んでいることは、給食に対する検討委員会なんだという考え方をしております。ですから、そのことをまず柱に据えて、いろいろな検討をするのはもちろん結構なんですけれども、給食は給食の分科会というようなことで、ぜひその方は早期に取り組んでいく必要があるのではないかと私は考えます。

2問はそのぐらいにします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの御質問がございましたが、介護につきましては、これはきのうの新聞でございますけれども、訪問介護の体系を今度変えると。身体介護も詳しく今度は細分化して、食事介助、排泄介助、入浴介助、それから認知症の見守りというような方向に変えていく。それから、生活援助にしましても、調理援助、洗濯援助、掃除援助というようなことに変えていくと。もっともこれは報酬との関係があるわけでございますけれども、そのように変えていくということがあります。そういう中で、訪問介護につきましても、それぞれに合ったような、そしてそれぞれに見合う報酬というようなものがうまく徹底されてくればよいなと思っております。

それから、予防支援というようなものが今回特に強調されてきておるわけございまして、今回の改正の中では、地域支援事業の創設、それから新予防給付というようなものを再編するということを出してきておるわけございまして、その中での地域支援につきましても、財源的には介護給付費で賄われるという点になってきたようでございますし、その事業費の半分を保険料で負担するということになってきたと言われておるわけでございますが、このように、それからもう一つには、地域包括支援センターというようなものが出てきているわけでございますけれども、こういうものを十分に活用して、おっしゃるような介護から、さらに予防という面に行くように、なるべく介護を受けないで済むような方向に、その前段階でおさめることができるような方向がとられれば、なお本人にとりましても、これは幸せなことではないかなと思っております。

それから、セクハラのことでございますけれども、新聞等で報じられたことは私も見ておりますけれども、これは、それぞれの介護士の良識と、それから、やはり介護に従事しているんだというようなことの責任を十分自覚して、そういうことのないように教育し、また、研修を重ねていかななくてはならないなと思っております。

それから、利用料の問題で、いろいろ調査をしてはどうかと。実態調査と。この辺につきましては、担当の方から、今どのような調査をというか、メスを入れているかどうか、あるいは調査してあるかどうか、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、保険料の5段階、それから滞納と普通徴収の問題につきましての御質問もございますけれども、これも担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、細区分というようなことでございますが、保険料の細区分のことにつきましてのお話ございましたけれども、今回は、やはり低所得者に対しますところの軽減ということを一つのねらいということと、それから、そういう施策の中に入っておると見ておるわけでございますけれども、まだまだ十分でない、このようなお話があるわけでございます。

やはり今回の、今までですと第2段階というものの幅の広さがあったわけでございますが、それが、そして収入と保険料との逆転する段階、逆転するような現象も見られたというように言われておりますけれども、今回の新しい細分化によって、そういうことに、低所得者に配慮した見直しもなされたのかなと思っておりますけれども、やはりまだまだ低所得者に対しての対策というものは、総体的にいろいろほかの制度との絡みもありまして、考えていかななくてはならないのじゃなからうかなと思っております。

市長会におきましても、いわゆる総合的、統一的な低所得者対策の実施というようなことを、こういうようなことをまたテーマの中に、要望といたしますか、そういう中に取り上げておりますので、そのような運動をさらに進めてまいらなくてはならないと思っております。

それから、給食についての検討委員会のことでございますが、先ほどお答え申しあげたとおりでございますし

て、私は、法律に基づいたところで、教育委員会の所掌事務であり、また、職務権限だということで申しあげております。

それが一つでございますし、やはりこういう時代でございますから、教育全般ということ、総体的な中でそれを議論するということが私は必要だろうなと思っておるところでございます。第1問で答弁申しあげ、あるいは昨年の12月、あるいはことしの3月の議会で答弁申しあげたとおりでございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 それでは、最初に、介護の利用回数といいますか、所得区分ごとの利用回数等の資料というふうなことを質問受けましたけれども、この実態に係る資料、現在つくれるかどうかについて、ちょっと私、承知していないものですから、大変申しわけないんですが、検討させていただきたい、あるいは後日答えさせていただきたいというふうに思います。

それから、収納状況というふうなことがございました。

これは15年度の資料ですけれども、特別徴収と普通徴収があるわけでございますけれども、人数というふうなことですけれども、割合としては、特別徴収が88.4、それから、普通徴収が11.6というふうになっています。全体として1万500人程度でございますので、普通徴収については1,100名程度かなというふうに思います。

それから、滞納の額ですけれども、これも15年度の数字ですけれども、約350万円というふうな数字になってございます。

それから、介護者の器具とか住宅改修にかかわる質問がございましたけれども、寒河江市では、実際買う前、それから改修する前、これについて、介護を受けている方と、それから私どものケースワーカーとか、理学療法士、作業療法士、これらの方々が一緒になって話をしながら、本人の希望なんかも聞いて、その後の利用、これまでの利用の状況とか、そういうふうなものも含めて指導申しあげた上で、購入あるいは改修に取りかかっているというふうな状況にあります。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育委員長。

大谷昭男教育委員長 それでは、お答えいたします。

幾つかの要望も含めた、御意見も含めたお話がございました。屋上屋を架すようなことになりますけれども、2点から申し上げたい。あと、細かな点は、担当がおりますので、補足させたいというように思います。

第1点は、この問題についての基本的な考え方は、私がこの職についてからでさえも何回かお話し申し上げながら御理解をいただいたという経過がございます。その考え方には変わりありませんし、昨年12月の議会の定例会の質問のときにも、教育委員会としての見解はその旨をお答え申し上げているというふうに理解しています。

2点目は、市長より要請を受けた内容、それから、その後の協議会については、先ほどお答え申し上げました。繰り返しますが、つまり1番目のことと連携して考えれば、将来にわたっての教育ビジョンを描く中で考えていきたいということでございます。

国の動きもでございます。それから、山形県の今年度から実施されている第5次教育振興計画もでございます。公の教育ですから、そういう範疇というか、土俵の中で物を考えていかなければなりません。と同時に、寒河江市の持っているすばらしい教育的財産、伝統、こういったものをやはりきちっと継承していくという視点はどうしても必要だろうと。最も私たちは心していくべき問題だろうというふうに思います。文化、歴史、自然、伝統、これにどう向き合っていくのかということをやはり考えなければならぬ。

こういう大きく分けて三つの視点から、今教育委員会の協議会では、いわばスケルトン、スケルトンを描こうとしているのであります。それは先ほど申し上げたさまざまな表現になったのであります。私たちは、これが最も基本になるものだというふうに思いますし、どういうスケルトンを描いていくかということが、この計画の、あるいはビジョン作成の基本だと。その上で豊かな肉づけをしていきたいと思っておりますし、最後には豊かな表情を描いていく必要があるだろうと。この辺までのことを今教育委員会の協議会の中で話し合っているところであります。私からは以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育長。

平成17年6月第2回定例会

芳賀友幸教育長 ただいま委員長から申しあげたとおりでございますけれども、総合的な見地からの検討ということをとらまえておりますので、やはりこれまで培ってきた本市の教育の伝統的なものを継承しながら、そしてまた、新しい時代に対応できる人材の育成、こういう点からの教育ビジョンということ念頭に置いて検討しなければならないということでございます。

特に、学校教育の中では、食育という問題が非常に大きなウエートを占めてきております。こういう状況の中で、一つの問題だけを別個に取り上げてやるということはいかかなものかなと思っております。

いずれにしても、どういった場で、どういう方法で検討していくかということにつきましては、教育委員会の方で論じていきたいと思っておりますので、もうしばらく後になろうかなと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 ちょっと順序は逆になると思いますけれども、今の教育委員長の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

今の教育委員長の答弁の中では、寒河江市のよき伝統である弁当というものを基本に置いて考えるというようなことがあったというふうに思います。伝統ですか。弁当ではないんですか。（「伝統でございます。伝統です」の声あり）伝統、ああ、そうですか。

とにかく、そういう教育全般にわたっての検討をしなければ給食までたどり着かないという考え方は、私は、ちょっと違うんでないかというふうに思います。

給食というのは、必ずしも高邁な教育論議を交わさなければ、給食をするかしないかということを決められないというような問題ではなくて、今給食というのは、もう中学校給食というのは全国的にも進んでおりますし、また、文部科学省の方でも、今中学校給食の必要性というものを説いているわけですね。そういう中で、20世紀の化石のように、いつまでもその考え方を変えないでいくということは、もう私は時代おくれたというふうに思います。

そういう検討の中で、それでは給食に対する意識調査、アンケート調査というものをするお考えはないのかどうか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

今のような教育委員会の考え方からすると、この検討の結果はいつになったら出るのか。この結論はいつになったら出るのかわからないというようなことだろうと思います。私たちは、もうこういうふうになりましたら、もっと大きな市民運動を広げながら、給食の必要性を説いていかなければいけないと思っております。

こんなことを申しあげますと、非常に口幅ったいと思いますけれども、今インターネットで中学校給食についての検索なんかしますと、もう全国的にすばらしい事例が出てきます。そういうこともぜひ皆さんでお勉強なさってください。お願いいたします。

それから、市長の答弁について、もう一度再質問させていただきたいと思いますが、セクハラについて、これは各事業所で取り組むべき問題だというふうに市長はおっしゃっているようですけども、事業所だけに任せておくわけにはいかないのではないかと。事業所の中で、それではどういうふうな対処をしているのか。そういうセクハラに遭った場合に相談できるような環境にあるのか。その対処の方法というものの研修しているのかどうか。そういうこともやはり調査をする必要があるのではないかと思います。そして、行政の責任として、そういうことに対する講演会ですとか、話し合いの場を設けるとか、そういう必要性があるのではないかと。そういうふうに思いますけれども、改めて市長の見解をお尋ねいたします。

それから、市長は、この介護保険の問題については、市長会の方からもいろいろ要望を出しているというふうなおっしゃいました。

一番問題になるのは、やはり高齢者はふえ続ける。介護を必要とする人はふえ続けている。そして、その人たちの要望を満たすためには財源が必要だ。財源が必要になれば、保険料や利用料を上げざるを得ない。そういう悪循環といいますか、負担が伴ってくるわけですね。

ですから、負担をしない者は介護が受けられないというような状態をなくすためにも、やはり国の財源をもっと入れるように変えていかなければいけないのではないかと私は思うんです。ですから、今、介護保険の財源は、1割の利用料を除いて、その25%を国が負担していると。でも、この25%の中には、調整金というものも含まれての25%ですね。ですから、この25%のほかに調整金の5%を上積みするような、そういう働きかけをぜひお願いをしたい。それを変えない限りは、利用者の負担というのはますます大きくなりますね。

また、低所得者対策、これも国の方で減額や免除の制度を設けるように、これも強く国の方に働きかけをしていただきたいというふうに思います。そして、それを国の方に要望するとともに、やはり自治体でできることはできるだけ自治体の方でもやっていく必要があると思います。

地域包括支援センターですか、これから新たに見直しの中で出てきた案ですけれども、それは、介護保険制度の中に盛り込むというようなことなんですけれども、そうなりますと、やはり保険料の中でそれが運営されるということになるわけですね。これまでの支援センターですか。在宅支援センター、そういうものもその中に含まれるというようなことなんですけれども、そういうふうになって、広く人員もふやして、そして目配り、気配り、そういうものを十分にやっていかなければ、介護から外された高齢者の生活というのは非常に悲惨な目になってくるんじゃないかというふうに思います。ぜひそういうことも頭に入れながら、地域で、自治体でできるものをぜひ取り入れて実施していただきたいということを最後をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 介護士さんのセクハラのことでございますけれども、事実があるのかどうか、あるいは事業所ごとにどのように対応しているのか、私も詳細は聞いておりませんから、もしも担当の方で聞いておれば、担当の方から答弁申しあげたいと思っておりますけれども、やはりこういうことのないように、起こさないように、資質の問題、それから研修の問題、それから実際に訪問したときの対応というようなことまで、いろいろマニュアルもあるかと思っておりますけれども、それらの中で十分注意して介護に当たるようにと、このように思っておりますのでございます。

それから、利用者はふえる、それから保険料なりが高くなると、こういう中でございますから、財源というものをどうするかというようなことは、これは国も地方も頭の痛いところでございますけれども、少なくとも全国の市長会におきましては、今申されたように、こういうようなことも言っておるわけでございます。うちの方としては言っております。

国庫負担金のうちの調整交付金の別枠化とか、それから、国による財源措置を含めた総合的、統一的な低所得者対策の実施と、それから、世帯概念を廃した賦課方式による保険料設定などと、改正法案に盛り込まれなかった今回の要望事項につきましても、引き続き次期改正に向けて実現を求めていくというようなことを言っておるわけでございますので、これは市長会としても、それぞれの市におきましても、これらの対応につきましても、腐心をして、そして活動を進めておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 健康福祉課長。

平成17年6月第2回定例会

石川忠則健康福祉課長 セクハラのこれまでの実態と申しますか、そのことについてお答え申し上げたいと思います。

過去にこの介護事業所の職員がセクハラを受けたというふうなことの報告は2件ございます。現在は、それももう改善されておまして、最近ではそういう事例報告は出てございません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

どういふ方法で市民の声を教育ビジョンに反映させるかという方法については、どういふ場で、どういふ方法で検討していくかということを教育委員会の中で論じる中で決めていきたいと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員の質問

新宮征一議長 通告番号6番、7番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

佐藤良一議員 質問の前に、皆様に、声がかがら声でお聞きにくいと思われそうですけれども、議員の皆様、市当局の皆様、御了承くださるようお願い申し上げます。

通告番号6番、7番に対して質問いたします。

初めに、昨年12月に行われた寒河江市市長選挙で6選目の当選を決めた佐藤市長、まことにめでとございます。まずは、健康に第一に注意され、21世紀の寒河江市の発展のために頑張ってもらいたいと存じる所存であります。一言ありましたならば、市長の御答弁をお願い申し上げます。

日本一のさくらんぼの里さがえ大綱引き大会が昭和63年6月に第1回が行われ、平成14年まで15回開催されました。大綱引き大会で全国に寒河江の名をアピールしたと思われそうです。また、さくらんぼのPRにも大いに活躍なさったと思われそうです。

何せ大綱は1本直径10センチ、長さ200メートル、色は赤、白、黄色、青、緑、ピンクの6本、小綱が直径3センチ、長さ25メートルで、赤白で76本で、全部合わせれば綱の重さが9トン近くにもなります。2,000人の市民の力で、市内を東西に分け、3本勝負で行われたのが懐かしい限りであります。

その大綱も今は下水道の浄化センター内のプレハブの倉庫の中にひっそりと寂しくしまわれているものがあります。そのプレハブ小屋も、雪の重みで、今のプレハブ小屋は2代目とも聞いておりますが、本当でありますか。

大綱引き大会も15回で中止になっているわけですが、その一つの区切りが来たからやめたのかどうかであります。それとも、耐用年数がたったからではないのか。また、事故でもあったのですか。中止になった理由をお聞きしたいわけであります。

大綱の今後のことですが、半永久に保存されるのですか。それとも、下水道処理センターの隣にあるクリーンセンターで焼却でもなされるのでしょうか。また、大綱をつくったところで再利用してもらおう考えはないのか。それとも、市民から再利用のアイデアでも募集し、再利用の道を探る道もあるのではないかと私なりに思っております。

何せ大綱を買ったときの値段は1,000万円と聞いております。1回の大綱引き大会にかかった費用は、毎回タレントの人を呼んだり、市民を集めるためにバスの運行や帽子などが配られている実態があったわけがあります。1回の開催に当たり幾らぐらいお金がかかったかどうかであります。市長の御答弁をお願いします。

大綱もバブル経済の中の嵐の中に今は消え去るといふ寂しいものが残っているような感じもいたします。市長の今の気持ちをお伺いいたします。

次に、通告番号7番についてであります。

寒河江市では、全職員に7月1日から9月30日までの3カ月間の間に6日間の夏休みが与えられています。そのうち、職務に専念する義務免による休暇が3日、特別休暇によるものが3日間で、計6日です。7月中にとると言われれば、まだ山形県内は梅雨の真っ盛りであります。大半の職員は7月の梅雨明けごろから9月15日ごろまでに大体の職員が休暇はとっているんでないかなと私なりに思っているわけがあります。

この休暇に言われる言葉は、夏は暑いから、元気回復休暇、あと、自宅研修休暇とも言われているのが実態ではないでしょうか。

このことは、農業委員会会長以下一部を除けば、ここの市執行部の皆様が一番御存じだと思います。私の答弁に偽りなければ……、失礼しました。質問に対して、市長あたりが一番知っていると思われそうですので、ぜひその辺の見解などもお聞きしたいわけがあります。当然その中でも、お盆の13日から16日までのことも

あるわけでありますから、その辺のことも当然研修の中の一部だと私は思っております。

寒河江市職員は完全週休2日制でありますし、市内の民間で働く多くの人々から見れば、まさしくうらやましい限りであります。11月1日から3月31日までの雪おろし休暇4日間よりも2日も多いわけでありませう。元気回復だの、自宅研修だの行われているんですか、行われているわけでありませうけれども、レポートなども提出なされているのかどうかであります。ほとんどの職員は、金曜日から月曜日までにかけて休んでいるのが実態のようであります。本来ならば、年次有給休暇をとってしかるべきだと私なりに思いますが、どうなんでしょうか、市長さん。

以上で第1問を終わりますが、市長の御理解ある御答弁を期待しております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁に先立ち、先ほどの励ましのお言葉に対しまして感謝申し上げます。初心に返って、これから6期目に精進、努力してまいりたいと思っております。

まずは、綱引き大会で使用した器材のことでございました。

日本一さくらんぼの里さがえ大綱引き大会は、御案内のとおり昭和63年に開催されました大江公入部八百年祭記念事業のメインイベントの一つとして、さくらんぼの収穫に感謝し、市民と観光客が一体となって楽しみ、そして、さくらんぼの里さがえを県内外にPRすることを目的に、記念事業実行委員会によって企画、実施されたものであります。

企画から当日までの準備に当たりましては、実行委員会を初め、多くの関係者の皆様の参画と御協力によって進められ、開催当日には、市内各地域や各企業などからの参加者に観光客の皆様を含めた2,000人の引き手が紅白に分かれ、沿道を埋め尽くした観客の大声援の中で、大綱に寒河江市発展の願いを込めて、力と力を出し切り、寒河江市民の結集力、そしてさくらんぼの里さがえを県内外に強烈にアピールするイベントとして大成功をおさめることができました。

大会に使用した綱は、大江公入部八百年祭記念事業実行委員会で購入したもので、大綱は直径10センチメートル、長さが200メートル、重さが1トンで、これが6本。この6本の大綱をロープで束ねてさくらんぼの幹とし、これに直径3センチメートル、長さ25メートルの小綱76本を大綱に巻きつけてさくらんぼの枝として、この小綱に2,000人の引き手がさくらんぼの実となって、1,000人ずつに分かれて引き合うもので、大綱、小綱を合わせた総重量は9トンになります。

この大綱引き大会は、翌年の平成元年度からさくらんぼ祭り実行委員会に引き継がれ、平成14年の第15回大会まで毎年開催され、関係者皆様の並々ならぬ御尽力と市民皆様の御理解と御協力により、寒河江のさくらんぼの季節の名物行事として、日本一さくらんぼの里さがえの定着に大きな役割と成果を残してきたものと思っております。

この大綱引き大会の開催につきましましては、毎年さくらんぼ祭り実行委員会で検討し、実施されております。これまで15回の大会を開催しており、当初見込んでおりました10年の耐用年数を5年超えていることから、平成15年度の実行委員会においては、新しく綱を更新しても継続して開催すべきではないかなどの意見も出されましたが、さくらんぼの里さがえの発信や、市民の意識の高揚に大きな役割を果たすなど、所期の目的を達成していること、更新費用も1,000万円を超える費用が見込まれること、また、大成功となった平成14年度の全国都市緑化フェア、やまがた花咲かフェアに引き継ぎ、寒河江市単独で花咲かフェアINさがえを開催することになったことなどから、大綱引き大会については平成14年度限りで中止を決定したところであります。

大綱は、現在下水道浄化センターの倉庫に保管中であり、大綱については、耐用年数を経過しており、また、長さや太さ、重量などから、他の活用策は考えられないこと、また、小綱については、引き合い時における道路面との摩擦により相当磨耗しており、他の活用は考えられないことから、平成16年の実行委員会では、大綱、小綱ともに廃棄処分することに決定しております。

なお、実行委員会では、大綱引き大会の思い出を後世に継ぐために、大綱のレプリカや各種グッズを保存しております。

平成15年のさくらんぼ祭り期間中に、思い出のさくらんぼ祭り展として、フローラSAGAEの3階ギャラリーに展示し、迫力ある大綱、大勢のゲストの写真やカラフルな帽子、年々の勝者に授与された優勝旗などをごらんいただいております。

綱の処分方法については、綱を一定の長さに切断し、クリーンセンターで焼却してもらう方向で検討を進

めており、その処分費用については、1トン1万2,000円として、9トンで10万8,000円となります。これに切断や運搬などの費用が加わってまいります。できるだけ安価に処分するべく、切断や運搬の方法について検討を進めているところでございます。

次に、職員の夏休みのことでございます。

現代社会においては、高度情報化や高学歴社会の到来などを要因として、仕事に対するニーズの高度化、多様化、専門化などが進展し、あらゆる病気の根源の一つであると言われているストレスが増大する環境となっており、生き生き働くためにはしっかり休むという原則が一段とその重要性を高めております。

また、世界有数の経済大国となった日本は、欧米諸国に比べ働き過ぎという指摘がなされ、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある国民生活の実現が国民的課題となっているところであります。

これらのことから、国は、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づく労働時間短縮推進計画を策定し、目標として年間総実働労働時間1,800時間の達成、定着を掲げ、長期休暇制度の推進や時間外勤務の削減などの取り組みを強めているところであります。具体的には、家族の団らんやきずなの回復、地域社会活動への参画、自己の啓発などを目的として、2週間程度の連続した長期休暇の実現を推進しているところであります。

これらのことを背景として、民間の企業などでは、年末年始の休暇のほかに、お盆の時期を含む夏季やゴールデンウィークなどの機会をとらえて、事務所や工場の操業を停止して、従業員全員一斉の連続した長期休暇を付与することが一般的となってきております。

しかし、公務員の場合、全員一斉の連続した長期休暇を付与することは、恒常的な業務に支障を来すことから困難であります。したがって、市としましては、一つは、寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定により、夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のための休暇、いわゆる夏季休暇として3日の範囲内で特別休暇の制度を定めているところであります。

二つ目には、当地方の夏季は、盆地性特有の気候により高温の状態が続き、心身の体調を崩しやすいことから、夏季における心身の健康維持及び自己啓発のために、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号の規定により3日の範囲内で勤務を要しないこと、いわゆる夏季研修の制度を定めているところであります。

もとより、公務員の勤務条件等に関する諸制度は、民間の制度に準拠するという原則があり、特に職務専念義務の免除は、旧自治省の通知などに基づき慎重な運用を心がけているところでありますが、体調を崩しやすい夏季間に心身をリフレッシュさせ、メリ张りのきいた業務遂行を心がけさせるために、恒常的な業務に支障を来さない中で、それぞれ3日の範囲内で夏季休暇、夏季研修を付与する制度は、市民からも御理解をいただけるものと考えているところであります。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 初めに、大綱でありますけれども、最終的には焼却処分、あと、レプリカはとっておくというように言われておりますけれども、市長、第1回のお祭、綱引き大会のとき、その次に、大江公武者行列とあったわけでありまして。武者行列用の場合は、業者からいろいろ借りたわけでありましてけれども、やはり綱引きのような感じの場合は、やはり物が残っているわけですから、なかなか大変な事態だなと私なりに思っているわけでありまして。二つとも、市長は市民にいいプレゼントをしたのかなと思っているわけでありまして。

今後のことは市当局にお任せするとして、夏季休暇に入りたいと思っているわけでありましてけれども、職員のね。でも、市長、昭和54年11月26日、旧自治省、今で言えば総務省ですか、事務次官通達で、休暇や職務に専念する義務には十分配慮しなさいということを言われているわけです。

私は、今でもこの通達が生きているような感じがするんでありますけれども、その他の休暇、職務に専念する義務免について、休暇その他の職務専念義務免制度は、法律に特別の定めがある場合を除き、国の制度に準じ、条例またはこれに基づく規則で定めるものであり、国の制度と権衡を失っている自治体は速やかに是正をすること。その他の休暇、義務免除の制度の運用を厳正に行うとともに、特に次のことに留意をすること。特別休暇、職務に専念する義務に係る条例、規則の運用に当たっては、拡張解釈または包括的委任条項濫用を行わないこと。いわゆる夏季休暇等については、本来ならば年次有給休暇制度を活用しなさいと言っているはずであります。

このことから見れば、寒河江市で行われている職務に専念する義務免3日、条例等による3日等は、事務次官通達に対して違反しているんじゃないかなと私なりに解釈しているわけでありましてけれども、先ほども申しあげましたとおり、農業委員会会長を除けばほとんどの職員、市長は県職員、監査委員も県職員であります。教育委員長も県職員だったと思われまして。やはり皆様が一番知っているんです。だれ一人、市長以外の方はだれも私はこうとりました、佐藤良一が言っていることはごもつともですという職員がいれば、私は立派だなと思っております。

大体、あと、皆さん、梅雨明けなると、月曜日から金曜日まで勤務時間でありましてけれども、大体お休みになるのが金曜日と月曜日なんです。大体言うことが決まっています。きょう休みだ。大体自宅研修という名目で休んでいるのが実態だと私は思っているわけでありまして。それで、週休2日制、土日休んで、月曜日また休む。暑いから休むんだって、元気回復休暇と言われているのであります。

その辺のことを、市長さんは土・日もありませんから、一生懸命市民の各種団体のところに顔を出しているわけでありまして。その辺には厚く感謝申し上げる所存でありますけれども、やはり職員もそのぐらいに、市長も一生懸命頑張っているもんだから、何とかしてもらいたいと私なりにいつも思っておるわけでありまして。

やはり県で長年活躍なさりましたので、ことしの夏はどうなるのか、その辺の感じ、もう一度、ことしどのように取り組むのか。中止にするのか、それとも職務に専念する義務免3日、条例による3日を縮小するのか、今までどおりに6日間継続するのか、その辺をお聞きすれば幸いです。2問終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 結論から言いますと、特休とそれから義務免と合わせまして6日間の範囲内で、事務の都合をつけながらリフレッシュしてもらいたいというような気持ちでありますので、現在のところ、現行の日数等については変更しないというような考えであるところでございます。

先ほど1問で申しあげましたとおり、やはり職員には健康で、また家族との楽しい団らんの中で、そして元気をつけて、そして職場に出たときには、それなりに、あるいはそれ以上の健康な気持ちで職場で仕事をしてもらおうと、こういう気持ちでございまして、そんな意向を持っております。職員には、そういう気持ちを、この両制度があることを十分認識して、そしてその趣旨にのっとったような休暇の中で、体力、力をつけて、そしてまた、気持ちの上でもさわやかな職員となって、もりもり仕事をしてもらおうようにと願っております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員　やはり皆さん夏は暑いんでありますけれども、梅雨時でじめじめで大変な時期でもあります。やはりこの皆様特別休暇を使われている。特に昨年は異常天候で、集中豪雨や地震などが大きくあったわけでありまして。そのときはぜひ連絡事項がとれるように、すぐ救助活動や市役所の事務事業に差し支えないような連絡だけは、十分連絡を緊密にできるような体制もつくっていく必要があるんじゃないかなと私なりに思っているわけでありまして。

やはりその辺のことも、休暇をとる場合、特に管理職の皆様は、特にその辺の連絡事項、だれにするかわかりませんが、市長か、助役か、各部署の長に対してする必要があると私なりに思います。市長、その辺はどのようにお考えになるのかどうか、もう一度お聞きします。

また、市長も日中、夏の間、職務も大変でありますので、十分健康について、寒河江市の市民の発展のためにぜひ頑張ってもらいたいと思っています。一言ありましたら、ぜひお願い申し上げます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 休暇をとるにいたしましても、全員が6日以内で連続してということは、私は見ておりませんが、非常に難しいと思っております。また、実際には、そういうふうになっていないと思っております。

ですから、お互い時間、日にちの割り振りをして、仕事に支障のないようにしてということが一つにあると思います。

それから、もう一つには、一たん有事の際は、事件、事故が起きた場合には、十分連絡がつくようにして、業務に支障のないようにというような連絡のとり方はしております。

ですから、市民の方からの業務に支障のあるというようなことの指弾は受けないようにということで、まずもってそれは注意しておりますし、また、夏休暇に入る前には、助役名で通知を出して、その辺は十分に注意を喚起しておるところでございますので、くれぐれも市民に迷惑はかけないということはモットーとしておるところでございます。以上です。

発 言 の 訂 正

新宮征一議長 この際、石川忠義議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。石川忠義議員。

平成17年6月第2回定例会

石川忠義議員 先ほど一般質問の中で、ギボウシの発祥地を「道場小路」と言ったわけですが、先ほど「浦小路」の誤りでございますので訂正いたします。お願いします。

平成17年6月第2回定例会

散 会 午後2時36分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。